

自 令和4年12月5日  
至 令和4年12月9日

# 令和4年第4回平内町議会定例会 会 議 録

平内町議会事務局



令和4年第4回平内町議会定例会会議録 目次

1、招集告示	5
1、会期日程表	
1、議事日程表（第1号）	
1、議事日程表（第2号）	
1、議事日程表（第3号）	
1、町長提出議案	11
1、報 告	
1、委員会審査報告書	
<b>第1号（12月5日 月曜日）</b>	15
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 会・開 議	
1、諸 報 告	
1、会議録署名議員の指名	
1、会期の決定	
1、提出議案一括上程 提案理由説明（町長 船橋茂久君）	
1、休 会 提 議	
1、散 会	
<b>第2号（12月7日 水曜日）</b>	21
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、一 般 質 問	
◎ 田中 大君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 田中光弘君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（企画政策課長 田中正美君）	
◎ 太田満則君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（健康増進課長 松山秀子君）	
（総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君）	
◎ 田中茂勝君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 亀田弘徳君	

答 弁 (町 長 船橋茂久君)  
 (教育長 渡辺伸一君)  
 (地域整備課長 佐々木隆志君)

1、質 疑	.....	46
1、議 案 付 託		
1、休 会 提 議		
1、散 会		
<b>第3号 (12月9日 金曜日)</b>	.....	49
1、本日の会議に付した事件		
1、出席議員及び欠席議員		
1、法121条による出席者		
1、出席事務局職員		
1、開 議		
1、総務福祉常任委員会報告		
1、経済文教常任委員会報告		
1、表 決	.....	51
議案第80号	議案第81号	議案第82号
議案第84号	議案第85号	議案第86号
議案第87号		原案可決
1、表 決	.....	51
議案第88号		原案可決
1、表 決	.....	51
議案第89号		原案可決
1、表 決	.....	52
議案第90号		原案可決
1、表 決	.....	52
議案第91号		原案可決
1、表 決	.....	53
議案第92号		原案可決
1、表 決	.....	53
議案第93号		原案可決
1、表 決	.....	53
議案第94号		原案可決
1、表 決	.....	54
議案第95号		原案可決
1、表 決	.....	54
議案第96号		原案可決
1、表 決	.....	55
議案第97号		原案可決

1、表 決	.....	55
議案第98号	原案可決	
1、表 決	.....	56
議案第99号	原案可決	
1、表 決	.....	56
議案第100号	原案可決	
1、表 決	.....	56
議案第101号	原案可決	
1、町長挨拶(町長 船橋茂久君)		
1、閉 会		



[参考登載]

**平内町告示第83号**

令和4年第4回平内町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年12月1日

平内町長 船橋 茂久

記

1. 日 時 令和4年12月5日(月) 午前10時
2. 場 所 平内町議会議場

## 令和4年第4回平内町議会定例会 会期日程表

令和4年12月5日招集

月 日	開議時刻	件 名
12月5日 (月)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 会 ・ 開 議</p> <p>第 1 会議録署名議員の指名</p> <p>第 2 会期の決定</p> <p>第 3 議案一括上程 (提案理由及び議案概要説明)</p> <p>散 会</p>
12月6日 (火)		休 会
12月7日 (水)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 議</p> <p>第 1 一 般 質 問</p> <p>第 2 質 疑</p> <p>第 3 議 案 付 託</p> <p>散 会</p>
12月8日 (木)	午前9時30分	休 会 (各常任委員会)



月 日	開議時刻	件 名
12月9日 (金)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 議</p> <p>第 1 総務福祉・経済文教常任委員会報告</p> <p>第 2 議案第88号</p> <p>第 3 議案第89号</p> <p>第 4 議案第90号</p> <p>第 5 議案第91号</p> <p>第 6 議案第92号</p> <p>第 7 議案第93号</p> <p>第 8 議案第94号</p> <p>第 9 議案第95号</p> <p>第 10 議案第96号</p> <p>第 11 議案第97号</p> <p>第 12 議案第98号</p> <p>第 13 議案第99号</p> <p>第 14 議案第100号</p> <p>第 15 議案第101号</p> <p>(町長挨拶)</p> <p>閉 会</p>

## 令和4年第4回平内町議会定例会

### 12月5日議事日程表（第1号）

開議時刻 午前10時

開 会 ・ 開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

散 会

## 令和4年第4回平内町議会定例会

### 12月7日議事日程表（第2号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 質 疑

日程第 3 議 案 付 託

散 会

# 令和4年第4回平内町議会定例会

## 12月9日議事日程表（第3号）

開議時刻 午前10時

### 開 議

- |        |   |
|--------|---|
| 日程第 1  | 総務福祉・経済文教常任委員会報告                              |
| 日程第 2  | 議案第 88 号 平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案          |
| 日程第 3  | 議案第 89 号 平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案        |
| 日程第 4  | 議案第 90 号 平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 5  | 議案第 91 号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案            |
| 日程第 6  | 議案第 92 号 平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案       |
| 日程第 7  | 議案第 93 号 平内町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案        |
| 日程第 8  | 議案第 94 号 平内町病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 9  | 議案第 95 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案      |
| 日程第 10 | 議案第 96 号 平内町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案         |
| 日程第 11 | 議案第 97 号 平内町立山村開発センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例案    |
| 日程第 12 | 議案第 98 号 平内町へき地保育所設置に関する条例を廃止する条例案            |

日程第 1 3 議案第 9 9 号 平内町へき地保育所保育料徴収条例を廃止する  
条例案

日程第 1 4 議案第 1 0 0 号 工事の請負契約の一部変更について  
[平内町立平内中学校改修建築工事]

日程第 1 5 議案第 1 0 1 号 工事の請負契約の一部変更について  
[平内町立平内中学校改修機械設備工事]

(町 長 挨 拶)

閉 会

## 令和4年第4回平内町議会定例会会議録

---

令和4年12月5日 開 会

令和4年12月9日 閉 会

---

### 1、町長提出議案件名

- 議案第 80 号 令和4年度平内町一般会計補正予算案  
議案第 81 号 令和4年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案  
議案第 82 号 令和4年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案  
議案第 83 号 令和4年度平内町水道事業会計補正予算案  
議案第 84 号 令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案  
議案第 85 号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案  
議案第 86 号 令和4年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案  
議案第 87 号 令和4年度平内町介護保険特別会計補正予算案  
議案第 88 号 平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案  
議案第 89 号 平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第 90 号 平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案  
議案第 91 号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第 92 号 平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第 93 号 平内町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案  
議案第 94 号 平内町病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案  
議案第 95 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第 96 号 平内町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案  
議案第 97 号 平内町立山村開発センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第 98 号 平内町へき地保育所設置に関する条例を廃止する条例案  
議案第 99 号 平内町へき地保育所保育料徴収条例を廃止する条例案  
議案第 100号 工事の請負契約の一部変更について  
[平内町立平内中学校改修建築工事]  
議案第 101号 工事の請負契約の一部変更について  
[平内町立平内中学校改修機械設備工事]

### 2、報 告

報告第 26 号 専決処分した事項の報告〔工事の請負契約の一部変更について〕

町政経過報告

例月出納検査結果報告書

令和4年12月9日

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 田中光弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第80号	令和4年度平内町一般会計補正予算案（所管部分）	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第81号	令和4年年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第87号	令和4年度平内町介護保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

令和4年12月9日

平内町議会議長 船橋健人 殿

経済文教常任委員長 亀田弘徳

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第80号	令和4年度平内町一般会計補正予算案（所管部分）	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第82号	令和4年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第83号	令和4年度平内町水道事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第84号	令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第85号	令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第86号	令和4年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ





---

**本日の会議に付した事件**

日程第1、会議録署名議員の指名

日程第2、会期の決定

日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

---

**出席議員 10名**

議長 船橋 健人君	副議長 木村 良一君	2番 田中 大君
3番 小笠原 智鶴子君	4番 亀田 弘徳君	5番 田中 茂勝君
6番 太田 満則君	8番 倉内 清一君	9番 佐々木 徳正君
10番 田中 光弘君		

---

**欠席議員 1名**

7番 七尾 潔君

---

**地方自治法第121条による出席者職氏名**

町長 船橋 茂久君	副町長 山田 光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君	総務課指導監 工藤 英仁君
企画政策課長 田中正美君	税務課長 渡邊 仁志君
町民課長 工藤 隆之進君	福祉介護課長 塩越 信子君
福祉介護課指導監 竹達 暁教君	健康増進課長 松山 秀子君
健康増進課指導監 大水 要君	農政課長・農業委員会事務局長 飯田 千代志君
水産商工観光課長 畑井 幸治君	地域整備課長 佐々木 隆志君
地域整備課上下水道管理室長 近藤 吏君	会計管理者 飯田 剛志君
平内中央病院事務局長 小形 正樹君	消防監消防署長 木村 秀人君
教育長 渡辺 伸一君	学校教育課長 須藤 鉄博君
生涯学習課長 船橋 英樹君	

---

**事務局出席者職氏名**

議会事務局長 佐々木 一成 事務局長補佐 片山 潤一

---

振鈴（午前10時00分 開会）

議長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和4年第4回平内町議会定例会を開会します。出席議員が10人でありますので、会議は成立します。ただちに本日の会議を開きます。会議は、議事日程表第1号により進めます。

日程に先立ち、町民憲章を朗読します。事務局長に音頭をとらせてしますので、全文を続けて朗読願います。全員ご起立願います。

（町民憲章を朗読した）

議長（船橋健人君）ご着席願います。

議長（船橋健人君）次に、諸報告を行います。議長報告を事務局長に朗読させます。

事務局長（佐々木一成）それでは、議長報告を朗読いたします。

今定例会に町長より提出されました案件は「議案第80号 令和4年度平内町一般会計補正予算案」、「議案第81号 令和4年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第82号 令和4年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第83号 令和4年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第84号 令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」、「議案第85号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」、「議案第86号 令和4年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」、「議案第87号 令和4年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第88号 平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案」、「議案第89号 平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第90号 平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案」、「議案第91号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第92号 平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第93号 平内町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案」、「議案第94号 平内町病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案」、「議案第95号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第96号 平内町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案」、「議案第97号 平内町立山村開発センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第98号 平内町へき地保育所設置に関する条例を廃止する条例案」、「議案第99号 平内町へき地保育所保育料徴収条例を廃止する条例案」、「議案第100号 工事の請負契約の一部変更について〔平内町立平内中学校改修建築工事〕」、「議案第101号 工事の請負契約の一部変更について〔平内町立平内中学校改修機械設備工事〕」以上22件であります。

次に報告関係では、町長より、「報告第26号 専決処分した事項の報告について〔工事の請負契約の一部変更について〕」また、町政経過報告がありましたので、各位に配布してあります。

次に、平内町監査委員より「例月出納検査結果報告書」が提出されましたので、各位に配布してあります。

また、説明員については、町長、教育委員会教育長等に対し、出席要求したところ、出席通知のありました者の職・氏名及び職務のために出席した者の職・氏名については、お手元にお配りしてありますので、ご了承願います。以上で議長報告を終わります。

議長（船橋健人君）以上で諸報告を終わります。

これより日程に入ります。

---

◇

#### 日程第1、会議録署名議員の指名

議長（船橋健人君）日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番佐々木徳正君、10番田中光弘君を指名します。

---

◇

#### 日程第2、会期の決定

議長（船橋健人君）日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から12月9日までの5日間としたいと思いますが、これ

にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月9日までの5日間とすることに決定しました。会期日程表は、お手元に配布のとおりであります。



### 日程第3、議案一括上程 (提案理由及び議案概要説明)

議 長 (船橋健人君) 日程第3、「議案第80号」から「議案第101号」までの以上22件を一括して上程します。町長の提案説明を求めます。(「はい、議長」の声あり。) はい、町長。

町 長 (船橋茂久君) おはようございます。

本日ここに、令和4年第4回平内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、当町のこの一年を振り返ってみますと、水稻につきましては、冬期間の大雪により作業の遅れが心配されておりましたが、田植え時期から天候に恵まれおおむね順調に生育しておりました。しかし、6月上旬及び7月中旬の低温や日照不足に加え8月上旬の記録的な大雨等により影響が心配されました。幸いにもその後の天候が回復し、好天が続いたことにより登熟が進み、刈り取りまで順調に推移いたしました。結果として、基幹品種「まっしぐら」の一等米比率は高水準の97パーセントを維持し、収穫も「平年並み」となりました。これも偏に農家の方々の徹底した栽培管理の結果と思っております。今後も、農業協同組合をはじめ関係機関と連携して、高品質米の確保に万全を期してまいりたいと考えております。

一方、ホタテ養殖業については、本年度は10月末で数量が3万8千トンほどで、金額が81億円となり、過去5年間の平均数量より少ないものの、単価が高値で推移したことから当初の計画を上回る見込みであると伺っております。

また、稚貝については、湾内に出現したラーバ数が例年よりかなり少ないことから、採苗器への付着が少なく生産量が落ち込むものと懸念しており、ホタテガイの安定生産のために、養殖の適正数量を守り、多少の環境変動にも耐え得る、丈夫な種苗を確保するための親貝の育成に、生産者、漁業協同組合と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

さて、今定例会には、本年度の各会計補正予算案及び条例の改正案等、合わせて22件を提出しておりますので、その概要について御説明申し上げ、議案審議の御参考に供したいと存じます。

まず、「議案第80号 令和4年度平内町一般会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに9,777万円を増額し、補正後の予算総額は、歳入歳出ともに80億7,196万7千円となったものであります。

補正の主なものとして、歳出では、町有財産管理費、移動支援事業委託料、予防接種委託料、新型コロナウイルスワクチン接種対策費、経営所得安定対策直接支払推進事業費、林道整備事業費、夜越山施設管理事業費、中学校施設維持管理事業費を増額計上いたしました。

これら歳出に対する財源として、歳出に関連したそれぞれの収入見込額を計上したほか、人事異動及び給与改定に伴う調整及び歳出不用額を減額し、なお不足する一般財源には地方交付税を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第81号 令和4年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに4万4千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに20億2,190万9千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費を増額し、歳入では繰入金を増額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第82号 令和4年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」であります。収益的収入及び支出のうち収入では、医業外収益を3,348万3千円増額いたしました。これにより、病院事業収益は14億6,170万円となりました。一方、支出につきましては、医業費用を236万1千円増額し、病院事業費用を15億1,725万9千円といたしました。

次に、「議案第83号 令和4年度平内町水道事業会計補正予算案」であります。今回の補正は、収益的収入及び支出のうち、支出では、原水及び浄水費を561万7千円、総係費を112万8千円増額し、収益的支出総額を2億5,845万3千円としました。

次に、「議案第84号 令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに117万4千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに1億6,007万1千円といたしました。

補正の内容について歳出では、職員給与費及び長期債償還金利子を減額し、電気料、処理施設及び中継ポンプ修繕及び消費税を増額いたしました。歳入では、予算調整を図るため一般会計繰入金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第85号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに699万6千円の増額をし、予算総額を歳入歳出ともに1億2,070万2千円といたしました。

補正の内容について歳出では、長期債償還金利子を減額し、電気料、消費税及び職員給与費を増額いたしました。歳入では、予算調整を図るため一般会計繰入金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第86号 令和4年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに123万6千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに4億8,247万4千円といたしました。

補正の内容について歳出では、長期債償還金利子を減額し、職員給与費及び電気料を増額いたしました。歳入では、資本費平準化債を減額し、消費税の確定に伴い消費税還付金の増額及び予算調整を図るため一般会計繰入金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第87号 令和4年度平内町介護保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに632万8千円を減額し、予算総額を歳入歳出ともに14億6,035万7千円といたしました。

補正の内容について歳出では、保険給付費、地域支援事業費及び諸支出金を増額、総務費及び基金積立金を減額いたしました。歳入では、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金を増額、繰入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第88号 平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案」、「議案第89号 平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第90号 平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案」、「議案第91号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」及び「議案第92号 平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案」であります。これら5件につきましては、関連がありますので一括で御説明申し上げます。いずれも、去る10月11日の青森県人事委員会勧告を踏まえ、議会議員、特別職、教育長、病院事業管理者においては、期末手当の支給率の改定、職員においては、

月例給及び勤勉手当の改定を行うため提案するものであります。

次に、「議案第93号 平内町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案」、「議案第94号 平内町病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案」及び「議案第95号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」であります。これら3件につきましては、関連がありますので一括で御説明申し上げます。国家公務員法等の改正に準じ職員の定年を段階的に引き上げるとともに、60歳に達した職員の給料月額の特例を定め、地方公務員法の改正に伴い管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し必要な事項を定める等のため、本条例を制定するものです。

次に、「議案第96号 平内町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案」であります。青森県重度心身障害者医療費助成事業実施要領等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第97号 平内町立山村開発センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例案」であります。開発センターを設置した当初に比べ、貸出している部屋が減少していること、冷暖房設備を設置した部屋があるなど、実情に合わない点があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第98号 平内町へき地保育所設置に関する条例を廃止する条例案」及び「議案第99号 平内町へき地保育所保育料徴収条例を廃止する条例案」であります。これら2件につきましては、関連がありますので一括で御説明申し上げます。浦田地区に設置しております双子へき地保育所の在所児童数が今年度末でゼロとなり、新たな入所児童も見込まれないことから、令和5年3月31日をもって保育所を閉所することとし、関連する本条例を廃止するものであります。

次に、「議案第100号 工事の請負契約の一部変更について[平内町立平内中学校改修建築工事]」であります。去る令和4年5月12日開催の第1回平内町議会臨時会で議決を賜りました、工事の請負代金に係るもので、設計内容の変更により請負代金が4億18万円から1,439万9千円増額され、4億1,457万9千円に変更になったことから、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第101号 工事の請負契約の一部変更について[平内町立平内中学校改修機械設備工事]」であります。去る令和4年5月12日開催の第1回平内町議会臨時会で議決を賜りました、工事の請負代金に係るもので、設計内容の変更により請負代金が2億29万1,124円から2,750万7,876円増額され、2億2,779万9千円に変更になったことから、議会の議決を求めるものであります。以上、提出議案の概要について御説明いたしました。議事の進行に伴い、御質問に応じ、更に詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



**議 長（船橋健人君）** 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日6日は、議案熟考のため休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」声あり）

**議 長（船橋健人君）** 異議なしと認めます。したがって、明日6日は、休会と決定しました。

来る12月7日は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。どうもご苦労様でした。

（午前10時21分 散会）



---

本日の会議に付した事件

- 日程第1、一般質問  
日程第2、質 疑  
日程第3、議案付託
- 

出席議員 10名

議長 船橋 健人君 副議長 木村 良一君 2番 田中 大君  
3番 小笠原 智鶴子君 4番 亀田 弘徳君 5番 田中 茂勝君  
6番 太田 満則君 8番 倉内 清一君 9番 佐々木 徳正君  
10番 田中 光弘君

---

欠席議員 1名

7番 七尾 潔君

---

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船橋 茂久君	副町長 山田 光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君	総務課指導監 工藤 英仁君
企画政策課長 田中正美君	税務課長 渡邊 仁志君
町民課長 工藤 隆之進君	福祉介護課長 塩越 信子君
福祉介護課指導監 竹達 暁教君	健康増進課長 松山 秀子君
健康増進課指導監 大水 要君	農政課長・農業委員会事務局長 飯田 千代志君
水産商工観光課長 畑井 幸治君	地域整備課長 佐々木 隆志君
地域整備課上下水道管理室長 近藤 吏君	会計管理者 飯田 剛志君
平内中央病院事務局長 小形 正樹君	消防監消防署長 木村 秀人君
教 育 長 渡辺 伸一君	学校教育課長 須藤 鉄博君
生涯学習課長 船橋 英樹君	

---

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一成 議会事務局長補佐 片山 潤一

---

振鈴（午前10時00分 開 会）

議 長（船橋健人君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が10人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第2号により進めます。



---

日程第1 一般質問

議長（船橋健人君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告に基づき、2番田中 大君の登壇を許します。（「議長、2番」の声あり）はい、2番田中 大君。

2番（田中 大君） 皆さん、おはようございます。

近頃は、コロナ感染拡大、物価高騰、園児虐待、ウクライナ戦争など、世間は暗い話題ばかりでしたが、その中で、サッカー日本代表が世界の強豪に勝ち、初のベスト8進出に臨んだことは、我々国民に勇気と感動を与えてくれました。残念ながら、クロアチア戦はPK戦の末敗れ、初のベスト8進出はかないませんでした。次回ワールドカップに期待が持てる内容でありました。我々もサッカー日本代表を見習い、常に先々を見据え、希望を持って取り組んでいかなければならないと、決意を新たにしました。

それでは一般質問に入ります。

「閉校する廃校舎の利活用について」と題しまして、少子化に伴う児童生徒数の減少等により、全国では毎年約450校程度の廃校施設が生じております。今年3月の文部科学省発表によれば、全国の公立学校、義務教育学校、高校、特別支援学校などで、2002年度から2020年度の18年間に発生した廃校数は8,580校、施設が現存している7,398校のうち、活用されているものは5,481校、74.1パーセントという調査結果でありました。

廃校施設は、町民の貴重な財産であり、町民サービスの観点からも、平内町を取り巻く社会環境からも、地域の実情やニーズに踏まえながら、有効活用についてしっかりと検証していく必要があります。

当町においても来年度、中学校3校が閉校となります。このような状況の中、文部科学省では、平成22年9月、「～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト」を立ち上げ、活用用途を募集している全国の廃校施設情報を集約、発信する取組や、廃校活用マッチングイベントの開催、廃校活用事例の紹介等を通じて、廃校施設の活用を推進しているところであります。近年、廃校施設の広大な敷地や教室の間仕切り等を生かして、社会教育施設や福祉施設、体験交流施設等に活用したり、さらには雇用促進を見込んで企業がオフィスを構えたりするなど、地域の実情やニーズにあわせた廃校活用が進んでおります。

町立体育館、旧浅所小学校体育館の利用状況を調査したところ、ほとんどが夜間の利用に集中しており、町内外問わず各種個人団体から利用の問い合わせがあるものの、ほとんどが断らなければならない状況にあるとのことでした。私もよく、個人や団体から「スポーツをしたいが場所が見つからない」、「ダンス教室をしたいがどこも貸してくれない」と、多数の相談を受けている状況にあります。

また、若い子育て世帯からは、「休日雨が降ったときに遊ぶ場所がない、体育館を無料開放してくれればわざわざ青森市まで行かなくて済む」との声も寄せられております。

建築物は、放置しておく、老朽化が進む一方です。常に利用して清掃を行うことで、機能を保全することができます。身体を動かしたり、適度な運動をすることは、健康維持・増進につながります。高齢者や肥満傾向にある子供達の運動不足解消にもつながります。

一例として、健康維持のためウォーキングをしている方々に対し、冬期間、校舎を開放すれば、校内をウォーキングすることができます。そうすることで、足を滑らせたり、雪上で滑って転んで怪我をする確率も低下します。怪我の確率低下は、ひいては医療費の負担軽減にもつながります。また、東地区や西地区の方は、東平内中学校と西平内中学校の校舎を解放すれば、わざわざ小湊地区に移動する必要がなくなり、移動の際のリスクである交通事故発生の確率低下にも資することができるもの



と考えます。

その他、各校の思い出の資料等を展示して、地区の方々が各校の歴史と伝統をいつまでも持ち続けることができるよう配慮する必要があります。思い出を胸に、母校の校舎で健康維持・増進を図ることは、気分的にもリラックスして行うことができるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いします。

現時点で廃校舎の利活用について見通しがあるのであればお知らせ願うとともに、決まっていないのであれば、町民に対して各校の体育館や校舎の無料開放を検討すべきと考えますので、町当局の考えをお示し願います。以上で壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、町長。

**町長（船橋茂久君）**おはようございます。

田中 大議員のご質問にお答えをいたします。

「閉校する廃校舎の利活用について」であります。来年4月に廃校となる中学校の利活用につきましては、現在旧東栄小学校に備蓄しております防災備品などを各中学校に分散して配置し、新役場庁舎移転に伴う公文書や机などの事務備品の保管、これまでどおり、災害発生時の避難場所として活用すること等を検討しているところであります。

なお、前回の9月定例会後に、県内の社会福祉法人より、西平内中学校を活用したいとの話が1件ございました。今後、総務課所管となる来年4月以降に、その活用計画について具体的に協議することとなりますが、地域の皆様の理解を得られるものであるか、また、地域の振興及び活性化につながるものであるかなど、計画内容を慎重に検討、精査したうえで、貸付などの契約の可否を判断することになるものと考えております。

小湊中学校をはじめとして、3校とも竣工から約40年ほど経過しており、雨漏りや給水管の破裂、トイレの排水管のつまりや、暖房などの諸設備において不具合が多数見受けられる状態であります。これらのことから、当初は、体育館などを地域開放型の体育施設として活用することも検討しておりましたが、先の社会福祉法人における法人活動など、町民の利益に資すると考えられる特定の団体に、複数年の利用許可契約を検討しているものは別として、校舎及び体育館の無料開放という、不特定多数の方に門戸を開放するというのは、安全面の確保や老朽化設備の改修工事のほか、電気水道の基本料金や保守点検などの維持費用、管理作業や冬季間の除雪作業など、多額の経費や業務の負担がかかることが予想される中であって、利用人数に対する費用対効果や、他に優先すべき町の事業も数多くあることを鑑みると、現状では難しいものと考えております。以上です。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、2番田中 大君。

**2番（田中 大君）**現状では難しいとの答弁でありましたが、直接町民の声に耳を傾けていただき、真摯に受け止めていただき、ご検討いただきますようお願いいたします。質問を終わります。

**議長（船橋健人君）**2番田中 大君の一般質問を打ち切ります。

続いて、10番田中光弘君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、10番田中光弘君。

**10番（田中光弘君）**おはようございます。通告の順に従い、一般質問を行います。

第1点目は、「風力発電計画について」であります。

11年前の福島原発事故以降、原発に依存しないエネルギー政策転換へと、再生可能エネルギーの重要性が年々増えています。その中でも太陽光、風力発電所数が急増してきております。

日本風力発電協会によると、青森県の風力発電導入量は、2021年末時点で65万5,000キロワットと都道府県別で最も多く、県内には300基以上の風車が稼働しております。条件としての

一定量の風が安定して吹く地の利があることが大きいとされています。

私の自宅から海を挟んで、はまなすラインの野辺地町、横浜町、その境界の六ヶ所村の風力発電が立ち並んでおります。当初は野辺地町の有戸地区、海沿いに小型風力車が稼働していましたが、日ごと日ごと大型の風車が増えていくのが目に止まります。現地に行きましたら、自宅から見えない箇所にも多くの風車があり、本体の基礎造りをしているのも多くありました。大方は山の尾根を外した海岸沿い、平地や小高い草原、土がまだらな場所に設置されていました。また、昨年野辺地町馬門地区の旧柴崎牧場に開発事業株式会社、JR東日本エネルギー開発株式会社、野辺地町3者による大型の風力発電2基が稼働しましたが、前年に隣接の自治区、町内会とのことで、地元の公民館で説明会がありました。私は、環境問題を含めた諸問題に対して異論がなく、賛同いたしました。しかし、当町に関わる風力発電事業として、2事業が山の尾根への計画であるがゆえにお伺いするものであります。

初めに、ユーラスエナジーホールディングスによる、八甲田山系で計画されている国内最大風力発電、(仮称)みちのく風力発電事業についてお伺いいたします。

7月に入り、当社の担当者から説明をしたいとのことで、事業内容を拝聴いたしました。さらに、再度11月に入り、八甲田山系は国定公園であり、反対者の声が増したのを受け、最大150基を想定していた風車数を100基へ、最大基数を30パーセント縮小する計画の見直しを示されたのを受けての説明がありました。みちのく有料道路を挟んで、通称北側事業と南側事業とし、北側事業が当町も含む青森市、野辺地町、東北町、七戸町の5市町、南側事業が青森市、七戸町、十和田市の3市町が対象市町ですが、当町に関わりある北側事業は地形的に平内町が中央部に位置していますので、計画地が青森市、野辺地町、東北町、七戸町の境界をまたがっている箇所と、当町内の箇所が計画に上がっております。発電所の規模が風車30基から50基、これを30基から40基への計画の変更とのことですが、平内町は30基の建設との説明でありました。

驚くのは、風車の形状が従来の大型発電と言われるものよりもさらに大きいのであります。事業関係者は、現段階では調査段階であり、賛同を得られるとは考えていない。しかし、調査に協力していただきたいとのことであります。

株式会社ユーラスエナジーホールディングスでは、昨年、令和3年9月16日付で環境影響評価法及び電気事業法に基づき、(仮称)みちのく風力発電事業計画段階環境配慮書及びこれを要約した書類を経済産業大臣に届けるとともに、青森県知事及び青森市長、十和田市長、平内町長、野辺地町長、七戸町長、東北町町長に送付したとのことであります。この計画に対し、マスコミによりますと、三村県知事は、8月3日の定例記者会見で、再生可能エネルギーなら何をやってもいいのかと語気を強め、不快感を示し、環境保全の観点から反対の立場を明確にしたと紹介しております。

北側事業で大部分を占める船橋町長の意思について、次の記事を目にいたしました。

記事では、2022年10月10日、アピオ青森にて、「八甲田の自然陽光を背に」の主題による風力発電の問題を考えるシンポジウムが開催された。船橋町長は、シンポジウム終了後の取材に、「町内で計画されている風力発電事業により景観やホタテ貝養殖への影響が懸念されるとし、反対せざるを得ない」と語ったとの記載でありましたが、今一度町長の考えと、意思をどのように反映させていくのかお伺いいたします。

2つ目に、「(仮称)平内町陸上風力発電計画について」であります。

平内ウインドファーム合同会社では、工事開始が2028年、令和8年4月、営業運転開始時期は2029年、令和11年7月に予定しています。対象区域が町中央部から近い夜越山後方から南方約2キロの範囲内で、前段のみちのく風力発電機と同規模の大型風力発電所の計画であります。風車数

が最大で12基、総発電出力が最大48,000キロワットと、1基当たり4,000キロワットは、規模として目にしている柴崎牧場の風車と同規模の大きさです。対象事業実施区域は、民有地を外し、国有林地への設置予定となっております。

7月2日に山村開発センターで行われた住民説明会には、22人の参加者であり、その後の国、県の動きとして、県では去る10月27日に当事業の環境影響評価法について青森県環境影響評価審議会部会を開催し、まとめた意見書を青森県知事の意見として、11月16日に、経済産業省の環境審査風力部会の審査会で、環境保全の見地から、議題として取り上げられています。

そこで、町行政として、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する手引きが、令和4年2月25日から適用することになりましたが、関係法令の国土利用計画法から自然公営法までの12法令のうち、当計画に該当する法令並びに規制対象としての取り扱いをお伺いいたします。

2点目は、「加齢性難聴者への補聴器購入補助について」であります。

加齢性難聴は40歳代から始まり、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われております。危険の察知や、家族や友人とのコミュニケーション難が生じ孤立、しかもうつ状態や認知症の発症リスクが大きくなるとも言われております。

認知症の関連として、2017年7月、国際アルツハイマー病会議において、ガセット国際委員会が、難聴は高血圧、肥満、糖尿病などとともに認知症の危険因子の一つに挙げられました。さらに、2020年には、予防可能な要因の中で、難聴は認知症の最も大きな危険因子であるという指摘がなされ、ますます難聴と認知症の関連が注目されているとのことであります。

近年の国内外の研究によって、難聴のために音の刺激や脳に伝えられる情報量が少ない状態にさらされてしまうと、脳の萎縮や神経細胞の弱まりが進み、認知症の発症に大きく影響することが明らかになってきております。2021年、令和3年度から2023年、令和5年度までの計画期間である平内町高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画では、認知症施策の推進の認知症施策で、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指す予防の施策を推進することが重要であるとしております。

難聴の改善には、補聴器を着けることにより、難聴に正しく対処し、脳の活性化、さらには家族や友人とのコミュニケーションが認知症の予防、発症を遅らせる可能性が高いと言われております。

しかし、補聴器は平均価格が15万円以上と高額であります。保険適用がなく、全額個人負担ですので、年金生活者や低所得の高齢者にとっては経済的負担が伴います。町の計画にある認知症の発症を遅らせ、予防の施策を推進するのであれば、行政として補聴器購入費用を軽減する援助が必要ではないかと思うのであります。そこで、町で補聴器の購入補助ができないかお伺いいたしまして、壇上での質問を終わります。（「議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** それでは、田中光弘議員のご質問にお答えをいたします。

第1点目の「風力発電計画について」であります。まず、風力発電事業につきましては、平成24年度から始まった固定価格買取制度など、国の再生可能エネルギー政策を背景として全国的に急速に拡大していく中で、周辺地域住民が景観や自然環境への影響等、心理的な圧迫感を抱くようになってきております。

青森県においても、風環境条件がよいことを背景に、各地において風力発電事業が進められており、今後もさらにその範囲は拡大していくものと思われまます。

そこで、ご質問の一つ目、「(仮称)みちのく風力発電計画について、町長の考えと意思をどのよう

に反映させていくのか」についてであります。この計画は、陸上風力発電としては日本最大規模の計画であり、当町の景観や基幹産業であるホタテ貝養殖への影響。また、大規模な開発による災害の誘発等の懸念に加えて、建設予定地には町有地も含まれていること、町民から私に対して風力発電設置に反対する声が少なからず寄せられていることなどに鑑みれば、町有地の地権者であり、住民の安全安心な生活環境を守らなければならない責務のある者としては、基本的に賛成することはできず、機会を捉えて意思表示をしなければならないと考え、反対である旨取材に応じたものであり、現在もその考えに変わりはありません。

また、「その意思をどのように反映させていくのか」については、風力発電の設置に関しては法的な縛りが強く、環境影響評価法に基づく手続きをきめ細かく進めていく中で、事業者は事業規模に応じて配慮書、方法書、準備書及び評価書を報告・縦覧する必要があり、準備書までの各段階に応じて、県知事に対し、町の意見を述べる機会が与えられております。これに対し知事は住民から出された意見に配慮し、町の意見などを踏まえ、国を通じて事業者に対し意見を述べることになっております。

このように、しっかりとしたプロセスができておりますので、それらを活用して、厳しく、はっきりと町民の懸念、不安を払拭するような意見を出すことにより私の意思は反映されるものと考えております。

次に、二つ目の①「(仮称)平内町陸上風力発電計画についての計画に該当する法令及び規制対象としての取り扱いについて」であります。本計画において町が管理する規制対象法令といたしましては、青森県景観条例と環境影響評価法が該当し、青森県景観条例については、一定の規模を超える計画となっており、届出を要する建築物及び工作物に該当することから、町を経由して県への届出が必要となるものでございます。

また、環境影響評価法につきましては、先ほど述べたとおり、各段階に応じて県知事に対し町の意見を提出するものでございます。その他県や国に対して直接手続を行う必要がある法令もございます。

次に、②「本計画に対する町長の考え」についてであります。個人的には、自然破壊や健康被害あるいは災害の誘発などにつながることへの懸念から、森林伐採や山を切り崩しての無秩序な風力発電事業に関しては反対せざるを得ないと考えております。ただ、一方では、本計画は全て国有林となっておりますが、仮に民有地が計画予定地となった場合などは、地権者や事業者の権利にも一定の配慮は必要であると考えており、地域特性に合わせた再生可能エネルギーを導入していくということは、大事なことと理解しております。

また、町民の中には賛成の方もおりますので、まずは事業者が法に則って適正に事業を進めていくこと。また、町や県、国から出された意見書に事業者が適切真摯に対応していただくこと、これらが担保されるのであれば、町有地以外でもございますので、ある程度は尊重しなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、工事中や稼働時の騒音、そして超低周波音の問題、動植物の生態系など環境への影響を懸念される町民の声、不安などをしっかり受け止め、それを払拭しながら事業を進めていただくよう、しっかりと意見を述べていくことが今後最も大事なことだと考えております。

次に、2点目の「加齢性難聴者に対する補聴器費の補助」についてであります。

まずは、加齢性難聴とは、年齢以外に特別な原因がない難聴のことで、音を感じる部分に障害が起こり、音の情報をうまく脳に送ることができなくなり起こるものであります。加齢とともに誰にでもおこりうるものであり、一般的には50歳頃から始まり、65歳を超えると急に増加すると言われておりますが、60歳代後半では3人に1人、75歳以上になると7割以上との報告もあります。こう

した難聴の影響として、外出先で周りの音が聞こえないために事故に遭いやすかったり、災害を知らせる警報に気がつかなかったりするなどの危険性があり、難聴が続くと認知症リスクが高まるという研究報告もございます。

さて、本町における補聴器購入に対する補助につきましては、二つございます。

一つ目は、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害のある方に対し、障害者総合支援法に基づく補装具費として購入費用の助成を行っております。もう一つは、身体障害者手帳の交付対象とならない、聴力レベルが軽度または中等度の難聴のうち18歳以下の児童に対し、補聴器購入費用の助成を行っているところでございます。

加齢性難聴につきましては、加齢に伴い誰にでも起こりうる可能性があるものです。高齢者の皆様が地域で安心・安全な生活を送るためには重要な課題であり、全国的に高齢化が急速に進んでいる現在の状況において、加齢性難聴者の補聴器購入助成につきましては、全国一律の基準で国が実施する補助制度の下に対応することが望ましいと考えております。

したがって、現時点での町独自の補聴器購入助成を実施することは考えておりませんが、国や県、他市町村の動向を注視しながら情報収集等を行ってまいりますので、どうかご理解をお願いいたします。以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、10番田中光弘君。

**10番（田中光弘君）**現段階でのこの現地、その調査の入り口に入っている中での議会での質問というのは非常に難しいわけで、あまり突っ込んだ話はできません。しかし、この1点目について、一つだけお伺いします。

この風力、みちのくのですね、メリットの中で、平内町に固定資産税が入ると。この説明によりますと、1基当たり約10億円の固定資産であって、初年度に納付する固定資産税、税率1.1パーセントとして、1,100万円ほど、この納付されると、これは大変いいことでありますが、しかしながら、交付税とのこの関連があります。普通地方交付税がですね、この固定資産税、これはいわゆる自主財源が伸びることによって交付税額が減ってくるわけです。このことについて、今担当課にお伺いしますが、もし試算しているのであれば、それをこう説明していただきたい。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、町長。

**町長（船橋茂久君）**ただいま田中議員から、固定資産税が入るのではないかと。確かに入ります。ただ、これも地方交付税との兼ね合いで減ってくるということでございます。

あと、細部については担当に答えさせます。以上です。（「議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、田中課長。（「はい」の声あり）

**企画政策課長（田中正美君）**お答えをいたします。

固定資産税の償却資産の場合、減価償却されるのは残存価格の5パーセントまでとなっておりますので、施設が存続し、事業が継続される限り、確実に税収への影響はございます。

あくまでも仮の話ではありますが、計画にある4,000キロワット級の発電の場合、1基あたりの課税標準額を10億円と想定して、当町に計画がある30基を同じ年度で設置した場合のシミュレーションでは、初年度の固定資産税の額は2億7,000万円となります。この税額については、特例適用もありますが、基本的には年々少なくなるものでございます。

ちなみに、大規模風力発電施設の対応年数は17年となっておりますけれども、標準課税額の関係で残存価格が5パーセントになるには22年かかりますので、22年間のトータルで積算をいたしま

すと、おおよそ25億9,000万円の固定資産収入となります。22年経過後は、その事業が続く限り年2,100万円の税収が入ることになります。

ただ、一方で、普通交付税に関しては、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が交付されますので、基準財政収入額に含まれる固定資産税が増額となりますと、普通交付税は減少することになります。

先ほど言いました22年間で25億9,000万円の増収を見込んだ場合、その75パーセントが基準財政収入額に算入されますので、単純計算で約19億4,000万円、25億9,000万円税が増えても、19億4,000万円普通交付税が減額されます。ですので、実質的な税収の増というのは、25パーセントに相当する6億5,000万円、22年間の合計で6億5,000万円収入が増えることになります。それを22年間の平均にならすと、1年間平均では3,000万円、22年経過後の5パーセントの残存価格になった場合の、実質的な増収は1年間で約500万円となる、多少の増減はあるにしてもおおよそこの程度となる、あくまでも試算でございます。以上です。（「はい」の声あり）

**議 長（船橋健人君）** はい、10番田中光弘君。

**10番（田中光弘君）** 私も、この資料を見てみまして、これでは一般、その中身を知らなければ、人から見れば非常に魅力があるというふうに見受けられますんで、あえて今質問して、伺った次第でございます。

次に、身近な夜越山後方の（仮称）平内町陸上風力発電事業についてであります。

私、先ほどはまなすラインの風力発電のことを述べましたが、せんだっての11月27日に、地元のサークルで六ヶ所村へ行きました。そこには、必ずPRセンターに寄らなければならないわけで、そのPRセンターの説明ですと、この周辺の風力発電、しばらく行かないうちにかなり増えておりました。六ヶ所村は108基、県内の3分の1と、そこは風通しがいいわけですよ。高い山がないわけで、太平洋、陸奥湾、西風、東風がもう通り道ということで、各5事業者が来ています。

しかし、実際見てみましたら、その立地されている用地というのが平地、あと丘。山の尾根には建っておりません。これだったらいいなというふうに私は思いました。また、大きいなと思ったんですけども、しかし今計画している風力発電の大体6割方の高さですよ。ここの陸上発電、かなり大きいです。県内の風力発電の風車の大きさ、ちょっと調べてみましたら、まず大きさもそうですけども、出力を見た場合に、ほとんど1,500キロワットから、1基当たり1,500キロワットから2,000キロワット、ところがここは4,000キロワット、また形としても、ほとんどが1.5倍から6倍ぐらいの大きさになります。この県内の中でも飛び抜け大きいと言われる中里の風力発電、これよりも、大体同じぐらいの大きさ、それと柴崎牧場、旧牧場に建っている、そこよりも大きいわけです。そういう中で、この夜越山の後方から南方への陸の何かというのは、山脈、その山の形というのは、道路側からしか見れないわけです。別に、山の中に入って見れるわけでもないですから。まあそこでどういうふうな、この県道松野木線、あと田茂木線から見えますけども、その間、陰になって見えませんから、どういう形状になっているかとなれば、税務課がら、でのこの図面、写真ありますけども、これを見ても立体感がちょっと分かりにくいと。ですからですね、これからも住民説明会があります。そうであるならば、やっぱりそういう形、どういうふうな形をしているか、立体感のある写真、ドローンから空撮した写真、そういうのを説明会、住民説明会のときには事業者にも付けて、それも出していただくよう要請できないか、それについて。

**議 長（船橋健人君）** はい、企画政策課長。

企画政策課長（田中正美君）お答えをいたします。

町からの意見といたしまして、次回の説明会あるいは何かしら資料を公表するというようなときには、強くドローンでの空撮について資料を添付するようというのを、業者のほうに要望していきます。以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）田中光弘君。

10番（田中光弘君）では、次、補助金の関係です。難聴者への補助金の関係ですが、国、県、他自治体の動向を見守るということでありますが、現にそれを実施している自治体もあります。私は、今現状に、さっき言われたように、65歳以上になるともう3分の1だと、私も65近くなってきたからちょっとやばいかなと思っておりますけども、やはりそういうふうに難聴者が増えてきているのであれば、やっぱり町独自として進めるべきだと。

国つつうのは、なかなか実施しません。何十年もかかりますよ、今の状況でいけば。ですから、そこを、やはり町独自として、そういう制度化に、補助の制度化にしていく。もう少し前向きにこう考えてもよろしいんじゃないかというふうに強く思うわけですけども、その点について。

議 長（船橋健人君）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）今、難聴の方への補助ということでお話がありました。

確かに、私も65を過ぎたらやはり耳が聞こえにくくなったという、そういう覚えはございます。そういうことを、当町の65歳以上の方々がほとんど感じているのかとは思いますが。ただ、一律に、全てに補助をするとすると、なかなか面倒な部分もございます。

これから、先ほどもお答えしましたように、国や他の市町村等の動向を注視しながら、それらと同様にですね、例えばそういう助成があるのであれば、そういうことを考えてみたいというふうに思っております。以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）私は、全額補助していただきとは言っておりません。そのうちの幾らかでも助成して、補助していただけないかと。

それと、様々な問題がありますけども、しかしながら、もう自治体独自で補助、助成しているところもあります。まあそういうのをもう少し調べながら、また直接電話で聞くなり、担当課のほうにでも聞くなりにして、そういう条件をクリアするような、また条件をクリアするというか、そういう実際に行っている自治体がありますんで、そこからの情報を収集しながら、本当に前向きに向かってほしいと。

何回も言いますけれども、国県のどこを見ても、なかなかはいってスタートしません。今までのを見ておりますと。やはりここは町独自のイニシアチブをとって進めて頂きたいということで、質問を終わります。

議 長（船橋健人君）以上で、10番田中光弘君の一般質問を打ち切ります。

ここで、トイレ休憩としたいと思います。

10時50分より再開したいと思います。

（午前10時45分 休憩）

（午前10時50分 再開）

議 長（船橋健人君）休憩を取り消し、会議を再開します。

続いて、6番太田満則君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、6番太田満則君。

6 番（太田満則君）6番太田満則でございます。通告に従い質問いたします。

質問の前に少し所管を申し上げたいと、こう思っております。

日本は災害大国と言われております。その中でも青森県、昨年は下北地域、今年は津軽地方の大洪水ということで、大きな被害を及ぼしました。被害の爪痕は、一部は使えるようになりましたが、まだ復旧には程遠く、地域住民は不便を強いられている、そういう地域もあります。一日も早い復旧がなされることを願っております。

今年は例年になく雪が降るのが遅れていましたが、12月の声を聞いた途端、厳しい寒さが来て、雪も降り始めました。新型コロナウイルスの感染症も第8波と言われ、次から次へと変異を繰り返し、新型コロナウイルス感染症患者の増加が続いております。冬を迎え、寒さが増し、インフルエンザと同時進行すれば、医療機関に逼迫状況を来すと懸念されております。

そんな中、症状を軽減する、待ち望んだ日本製初の飲み薬、感染症法上2類に位置づけられたゾコーバが承認されました。この薬によって症状が軽減されることを期待しております。周りでも、罹患した後、体がだるい、味覚に異常を感じるという声を何人からも聞きました。防災無線でも繰り返し流れているように、基本的な予防、感染に気をつけるよう呼びかけております。要するに、密接、密集、密閉を避けることだと、私の頭の中では理解しております。当初から、やはりそれが一番なのでしょう。

県内では、12月4日は876人の感染者数、5日は526人の感染者数が確認されました。入院は497人、重症は3人、中等症は73人で、病床使用率は103.5パーセントと、100パーセントを超えたとテレビでは言っておりました。いつになったら前の日常に戻れるのか、それこそ神のみぞ知る、そんな感じなのでしょうか。

それでは、1点目の「健康寿命の確保について」であります。健康寿命は、2000年に世界保健機関が提唱した新しい指標で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義されております。簡単に言うと、介護などに頼らずに自立して生活できている健康な期間ということになります。平均寿命と健康寿命の差は、健康上の理由で日常生活に制限のある期間ということになります。

国でも、2000年から21世紀における国民健康運動づくり運動を提唱し、始められました。健康日本21と呼ばれるもので、2013年からは健康日本21、第2次がスタートしております。

国では、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、健康を支え守るための社会環境の整備、栄養、食生活、身体活動、運動、休養、飲酒、喫煙及び歯、口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の整備など5つの基本方針を定めました。それに併せて、「2025問題」と言われる、戦後生まれの団塊の世代が後期高齢者になり、医療介護財政の逼迫が危惧されております。町でも、出生者の減少や若年者の流出により加速的に高齢化が進む中で、いかにして地域の健康寿命の延伸を図るかが大事だと思われまます。健康寿命は、一般には平均寿命より約9から12年短いとされております。

厚労省では、3年ごとに健康寿命を発表しております。2021年に発表されたデータによりますと、健康寿命は男性が72.68歳、女性は75.38歳となっております。そこで、特定健診、特定保健指導の取組状況について知らせてほしいと思っております。

2点目は、「新庁舎建設について」であります。

庁舎建設について、従来の建設費捻出方式ではなくリース方式が望ましいと前回の議会で言っておりましたが、リース方式は基本的に建設費が割高になると聞いております。初めから数字だけを示し、私どもの問合わせに対し対比の数字を提示するなど、聞かれなければ提示することなく、隠して済ま



せようとするのではないかと勘ぐられても仕方のないような回答でございます。なぜ割高になると言われるリース方式が望ましいと考えるのか。

私は、新庁舎移転予定場所を全く新しいところに移すのは、新しい町をつくることに匹敵する大きな事業だと思います。決めた経緯についても、あまりにも簡単に決めたように思いますし、確かに町職員あるいは選定委員の英知を集め、町民からのアンケート調査をした結果だと思いますが、拙速すぎるように思います。役場の位置の選定も、庁舎建設もそのとおりです。

庁舎は、鉄骨造りだとすれば、耐用年数は約50年程度だと思われれます。今携わる人は、次の50年後の新しい庁舎の姿を見るのは難しいと思われれます。役場の担当あるいは建設委員が考えた最良の案であるならば、各種団体、例えば行政連絡員、町の漁協、農協、森林組合、あるいは商工団体等の各産業団体、あるいはその他の各種の団体にこの建設案を提示して、いろんな意見を取り入れるべきだと、求めるべきだと、私はこのように思います。

私は、現職時代に、県から示された青森市との合併問題の、町の合併プロジェクトの座長を務めたこともあります。対象の青森市職員との意見交換はもとより、県外の合併した複数の市、町を視察しました。それを基に、町の各産業団体、町内会、議会での意見交換会をしました。その上で、議会が青森市との合併をしないことを決めました。当時、県内初、県主導の合併、それをしなかったことで、県の合併問題担当者はメンツを潰されたかと相当怒っていたやに後で聞きました。でも、そのくらい議論して、丁寧な説明が必要なのではないかと思えます。今になれば、合併しなかったことで、私らは今ここの場にいるのだと思えます。ですので、残った者として、真剣な、真摯な話し合い、向き合いの場が必要だと思います。以上、壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** 太田満則議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の「健康寿命の確保について」であります。当町における「特定健診・特定保健指導の取組状況」についてお答えをいたします。

特定健診・特定保健指導は、保険者が取り組むべき保健事業として、平成20年度から開始されました。特定健診における過去5年間の受診率の推移は、平成29年度の41.8パーセントから5年後の令和3年度には43パーセントとなり、横ばい状態となっております。

特定健診が始まった平成20年度は受診率17.8パーセントでしたので、2倍以上の伸びはありますが、近年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、健診・受診控えも見受けられます。過去5年間での最高の受診率は令和元年度の45パーセントでありました。

次に、特定保健指導の実施率でございますが、平成29年度は42.6パーセント、令和3年度は49.5パーセントと、こちらはやや増加しております。特定保健指導が始まった平成20年度は23.9パーセントでしたので、特定健診同様かなり伸びは見られております。ここ5年間では令和2年度が一番高く61パーセントとなっております。

その間の健診受診率、保健指導実施率向上の取組としては、漁師の健康を考える会を実施している地区では、会の構成員の方と役場職員が一緒に地域を家庭訪問し、健診の必要性などを、個別に情報を届けながら受診勧奨をしたり、地域での健康教室により地域住民への「ソーシャルキャピタル」の醸成、平内町漁業協同組合小湊支所管内の健診日の「沖止め」、若い世代に健診申込みを容易にするためのアクセスの一つとしてウェブ申し込み、健診を受けてのお楽しみとして健康ポイント事業の実施など、様々な取組をしてまいりました。

しかしながら、令和2年度からはコロナ禍ということもあり、受診勧奨のための家庭訪問や健康教

室はできない状況が続いております。

特定保健指導においては、結果説明会の前に、個別に対象者に保健指導の対象であることを通知したり、また個別に家庭訪問したり、健康教室の参加を呼びかけたりと、こちらも様々な方法を取り入れて実施しております。

今後は、今まで実施してきたことを継続していくほか、医療機関からの受診勧奨も考えております。かかりつけ医からの受診勧奨は非常に効果が高いと思われることから、町内の医療機関から対応できないか、取組を検討したいと思います。また、健康ポイント事業については、若い人が参加しやすいような方法を検討することといたします。健診や保健指導を受ける、受けないについては、個人の健康意識にも関わってまいりますので、PRのための通知やホームページだけでは、心に響かないこともありますので、健診を受けてよかったと思える取組、健診を受診した方々が町民の方にも口コミでPRできるように満足度の高い健診や保健指導を目指していきたいと考えております。

次に、精密検査を要する際の費用助成についてであります。精密検査は保険診療で実施していることや、国保以外の精密検査の対象者や、健診を受けないで直接医療機関を受診している方などの把握も困難なことから、現段階では費用の助成は考えておりません。

なお、健診費用については保険診療とならないことから現在全額助成をしております。

特定健診・保健指導の目的は、内蔵脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善することにあります。

町は平成30年12月4日に「健康な町づくり宣言」を行い、取組を強化してきたところでございます。

今後とも平均寿命・健康寿命の延伸のために、まずは特定健診の受診率向上に取り組んでまいり所存であります。

次に、2点目の「新庁舎建設について」であります。リース方式での建設コスト割高につきましては、令和4年9月5日に開催しました全員協議会において、役場幹部職員及び若手職員で構成する公共施設等総合管理ワーキングが策定した「平内町役場庁舎建設基本計画」に基づき、現在町の置かれている状況、特に財政状況の、町の基金残高などを説明し、財政支出の平準化の観点から、民間資金活用方式、リース方式での新庁舎建設方法の採用方針について、従来方式での建設方法との比較、メリット、デメリットを説明いたしました。そのほか、全員協議会の中で意見要望がありました。リース方式と従来の起債借入での建設方式での建設費比較、新庁舎建設での町の基金の活用方法を提示し、説明した上で、令和4年9月9日開会の令和4年第3回定例会、「議案第65号 令和4年度平内町一般会計補正予算」を審議していただき、リース方式での債務負担行為、限度額35億円を議決いただいたものであります。耐震診断結果のとおり、震度6程度で倒壊の恐れがある役場庁舎及び旧消防庁舎につきましては、町民の日々の暮らし、命を守る行政機能の拠点として、また、現庁舎で働く多くの職員の命を守るためにも、一日でも早い新庁舎建設を進めてまいりたいと考えております。以上です。（「はい、議長」の声あり）

**議 長（船橋健人君）** はい、6番太田満則君。

**6 番（太田満則君）** それでは、1点目のこの検診についてでございます。

町では、例年5月頃に、地域に出向いて特定健診あるいはがん検診を行っております。仕事だとはいえ朝早くからの出勤、本当に、担当者についてはご苦労さまでございます。

検診で異常が見つかる場合もありますが、その他、直接人間ドックで検診する方もいるかと思えます。本来その費用は全額自費だと思います。ただ、国保の被保険者であれば、費用の一部を助成して

いるのではないかなとこう思っております。もししているのであれば、その内容人数等について、分かる範囲でお知らせください。

先ほど壇上でも私言ったんですが、その他健康診査で再検査が必要と認められた場合、やはり精密検査をする際に、保険適用にはなりませんものの、皆さんが受けやすい環境、状況をつくるためにも一部助成と、これについても考えるべきだと、このように思いますが、どうでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、松山課長。

**健康増進課長（松山秀子君）** それでは、太田議員の質問にお答えします。

まず、人間ドックでございますけれども、令和3年度までは2分の1の助成ということで、個人負担が1万6,500円でございます。人数はですね、平成29年度は1人、平成30年度は5人、令和元年度は6人、令和2年度は4人、令和3年度は5人という状況でございます。令和3年ですね、第4回定例会の総務福祉常任委員会で、健診を受けることが大事なので補助額を増額するのを検討したらいかがかということがありましたので、令和4年度からは3分の2の補助として、自己負担1万1,000円でやっております。

それからですね、再検査の費用のことでございますけれども、助成を考えていないのは、先ほど答弁にもありましたけれども、保険診療ができるということがまず一つあります。そのほかですね、助成がシンプルに進まないのではないかとこの可能性も考えております。精密検査をして、その日のうちに治療になる人もおりますし、1回の精密検査で終了しない場合もございます。また、逆に数か月の経過観察の後に精密検査ということもなりますので、とてもケースが様々で、線引きが難しいので、今のところは助成は考えていないということでございます。以上でございます。

**議長（船橋健人君）** 6番太田満則君。

**6番（太田満則君）** 今、それこそいろんなケースがあるので難しいということでございます。

が、しかし、やっぱり受けやすい環境ということをつくれれば、やはり受診する人も気軽に行ける、そういう環境になるんでないかなとこのことで、今はしていないということですが、これから予算編成時期ですので、少し考えてみていただきたいなと、こう思います。

それから、今役場ホール内に血圧計を置いてございます。役場を訪れた人が自由に使えるようにということで、今は柱の陰になってございますが、あの血圧計置き始めたのは35、6年前だと、そう思っております。そう覚えてるのは、実は私、ここの担当をしていた時期でございます。その当時も、庁舎に息を切らせて来るなりすぐ血圧計に座り、あの場所に座って血圧を測る人がいっぱいおりました。ですんで、少し休んでからと、そういうことを話したのが懐かしく思い出せます。

当時、その補助金で血圧計を置くようにしたということですが、ちょうど国・県でも保険施設活動に、当時の保健婦、当時は保健婦と呼んでいましたので保健婦と言いますが、の活動を期待し、いろんなのに保健婦さんの仕事をととても重視していました。町では、当時珍しく、自前の保健婦さんが5人いました。東郡内はもとより、多分県内の市を除けば、町村では本当に珍しかったんでないかなと、こう思います。当時、今は電算で記録が送られてくると思いますが、当時はレセプトが送られてきてまして、各家庭ごとにそのレセプトを分けていました。その分けてきたレセプトを基に保健婦さんたち、自分担当の地域の人たちの家庭を訪問すると、そういうような状況でございました。

話を元に戻して、その血圧計の話です。先ほど柱の陰にあると、こう言いました。柱の陰はいいんですが、私はやはりそういう状況と、血圧を測ってら状況、例えばその数字が出てきた、そういうのを他人にやはり見られたくないという心理が働くんじゃないかとこう思います。ですので、当時は、

今ホールの北側、自販機を置いてあるところに置いておきました。ですので、自販機あそこに2台置くことよりも、自販機1台動かして、あその場所にやったほうが見られないっちゃうんですか、そういう意識で、もっと血圧計る人、あるいは健康に気をつける人が増えるんじゃないかと、こう期待しております。この後、是非その移動を考えてほしいなど、こう思います。

先ほど町長が、町は健康な町づくり宣言を行いましたと、こう言いました。確かに健康な町づくり宣言で、その内容というのはどういうものなのでしょう。もしここで喋れるのであればお願いいたします。

**議 長（船橋健人君）** 松山課長。

**健康増進課長（松山秀子君）** それでは、太田議員の質問にお答えいたします。

健康な町づくり宣言ですけれども、平成30年12月4日に、議員の皆様をはじめ、児童生徒の皆さんも含め、多くの町民の方々が参加されました。平内町の健康平均寿命が短いことを含めたヘルスリテラシー、いわゆるすこやか力アップを目指すということで実施したものでございます。以上でございます。

**議 長（船橋健人君）** はい、太田満則君。（「はい」の声あり）

**6 番（太田満則君）** 今、担当課長から話したみたいに、健康に意識づくりをしてもらおうと、そういうことでの健康宣言だと、健康な町づくり宣言だと。

ただ先日、平内もやっぱりそういういいごとをやってらんだと、こう私に問いかけてきた人がありました。が、しかし県内40市町村中確か38番目ですよ。ほかの地域に先んじてやったのであれば、うちのほうそうなんだねって、意識しているんだねって、こういう話ができますが、今話したみたいに下から3番目、38番目だった。私は、こういう町民に意識づけする際のこういうことについては、是非ほかの町村に先んじていろんなことをやってほしいなど、こう思います。これは、別に答弁は要りませんが、今喋ったみたいに、いろんなことを施策、私のほうでもやるんですが、ともすればほかの町村でやったのを、後釜を続いていくと、後ろを続いていくと、そういう施策が多いので、是非ほかの施策もそうですが、先んじてやってほしいなど、こう思います。

次は、2点目の庁舎建設でございます。

先ほど話したみたいに、割高になるということでございます。

町長は、前回の議会で債務負担行為、リースの分で議決いただいたと、こう話をしてますが、私も賛成はしましたが、別段あそこにはリースで云々つう文言は書いてございません。ですので私は賛成しました。いずれにしても、そのくらいはいろんなものがかかるんでないかなと、その範囲内で収まるのであればということで、私は先ほど話したみたいに賛成しました。

担当課、1点確認してください。あれは、別段35億円というのは、リースでの35億円と額が符合していますが、別段リース契約だということは何も書いてございません。そこで、先ほど壇上でも言ったんですが、なぜ高くなるリース契約なのかと聞いたら、大間の町も私のほう、これから視察に行く予定ですけども、大間の町がリース契約をしたと、このように聞きました。先日、私も大間のある人に聞きました。お宅さんのほう、珍しいリース契約やったと、このように聞いたところ、今考えてみれば割高で、なしてこういうのだったんだべねと、こう話する人もあります。幸い私のほうはまだリース契約は行っておりません。リース契約でやる、そうならば4億幾らですか。普通のやり方と比べて高くなる。

町長は、先ほど負担の平準化ができると、こういう言い方をしましたが、今までのやり方であっても毎年支払う起債の償還額、利息の額つうのは、借りた時点で計算できるわけですので、それこそ

平準化ではないけども、額つうのはすぐ分かるわけです。ですので、何もその平準化にこだわることはないんじゃないかということでございますが、どうでしょう。

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの太田議員のご質問にお答えいたします。

先ほど町長が答弁したとおりですね、現在の財政状況につきましてはですね、もちろんであります。建設更新につきましてはですね、大切な町民の命、職員の命が優先されるものと判断いたしまして、リース方式を選択したものであります。

耐震の診断の結果ですね、新庁舎の建設につきましては時が止まっておりましたが、町長の決断に寄りまして、ようやく庁舎建設につきましては踏み出したところでありまして。

太田議員がですね、リース方式を説明しなかったというお話でありましたけども、全員協議会の中でもですね、リース方式がですね採用したいということで、議員の皆様にはですね、説明した上で、またその後ですね、全員協議会でご指摘があったですね、例えば基金の使い道ですね、基金が今現在14億円ある状況の中で、その例えば従来方式であればどのくらいの基金を使ってしまう、ですからリース方式でないとなかなか建設方法が難しいということを、きちんと議員の皆様には説明した上で議決のほういただいたものと考えております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

6番（太田満則君）今話したみたいに縷々話はしましたが、が、しかしそれこそ私らに配布した議案にはなんもリース方式って何も書いてないんです。後で確認してください。

そいで、先ほど私言ったみたいに、リース方式と普通の今までのやり方でいけば、皆さんが計算したのであれば、差が3億4,400万と、リース方式のほうが高いわけです。ね。

実は毎年、ここ1、2年行政連絡員の会議開けないんでいるんでしょうが、行政連絡員会議の際にも、各町内会からのいろんな要望事項、お金がかかるものもあればお金が絡まないものもあります。その中で、例えば側溝を直してほしい、あるいは河川の泥上げをしてほしい、そういうようなことが何年も続いてでぎでない。その時の回答は、検討します、あるいは検討してまいります、こういう文言が毎年毎年こう続いているわけですよ。ですので、先ほど話したみたいにそのぐらい、3億4,000万がらの多くかかる方法でなければ、そのお金は地域に回すこともできると。

私は、地域の人たちは、役場よりもやはり身近に生活している、そういうのを直して、早く直してほしいと、そういう声が本当に切実だんでないがなと、こう思います。ですので、そのリース契約、本当に有効だんであれば、前の会議の際にも言いましたが、どこの地域でもそのリース契約方式なるものを採用してると思うんです。が、しかし、やはり慣れないつつうこともある。それから、割高になるつつうこともある。そういうことでこれが進んでいないのではないかという具合に思います。

また、町民からは、この庁舎建設場所、本当に決め方が拙速だったんでないかと。確かに皆さんから意見を募集、それこそしたわけで、その結果が、一番多いところが、今の少年院跡地が一番多かった。が、しかし、今の役場の場所、あるいは病院あったところ、3割、3割、向こう4割と、そういう本当に拮抗した皆さんの意見なんで、やはり皆さんから場所を選定、もう一度考えてみる必要があるのではないかと、と私は思います、まあ、これは質問事項になかったので、皆さんただ聞いておいていただきたい。

ただ、言えることは、今役場庁舎を建てると予定される場所、土盛りしてますよね。多分1メートルから余、土盛りしてるんでないかと思えます。あその場所はああいう具合にして低い場所だということで、庁舎を仮に建てるとしても、周りもみんな同じように土入れなければ駄目なんでないかと。

んでなければ、除雪するにしても、何の作業をするにしても、役場に物を搬入するにしても、1箇所がらしか物が出し入れできないとか、いろんなこと考えられますので、そういうのもひっくるめたやはり経費、それを皆さんに提示してほしいなところと思います。どうでしょう、それについては。

**議長（船橋健人君）** 総務課長、ちょっとお待ちください。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、倉内君。

**8番（倉内清一君）** ただいまの太田議員の質問に対して、暫時休憩をお願いします。

**議長（船橋健人君）** はい、暫時休憩します。

（午前11時27分 休憩）

（午前11時32分 再開）

**議長（船橋健人君）** 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

ただいまの太田満則君の質問、2つあったと思います。

それは、一つには庁舎建設費用の関係、リース契約が承認されていないと、そういう発言がありましたが、それは承認されております。それと、建設地の関係については議題外でありますので、質問を取り消します。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、太田満則君。

**6番（太田満則君）** 私、庁舎建設についてというごどで質問を出しておりました。

庁舎建設つつうのは、当然建物もあるし、建物の下ってば土地もあるわけで、そういう意味での話をしているわけで、やはり私は、先ほど壇上でも言ったんですが庁舎建設、やっぱりそごの地域にふさわしい地域、場所にすべきだんでないがつつうことでの発言です。ですので、庁舎建設、そいごそ今までどおりでいいのか、リース契約でいいのか、私先ほど喋ったみたいに、地域の人だちに話をして、やはり皆さんに理解を得てもらう、そういうことが大事なんでないでしょうかと、私の意見の総枠はそうなんです。

ですので、これから新しい場所に建てるにしても、それを建てるつつうごとに決まると、どこかで決めなければ駄目なんでしょう。こういう具合にしましたよつつうごとで、地域の人だちにやはり話をするべきだと。少なくともここの役場の、今建っている地域は350年、地域・経済・文化の、政治・経済・文化の中心地であったと、私はそう思うんです。それを向こうに行って、こういう話になって、なかなか難しいんでないかということというのが私の意見です。

ですので、話が噛み合わないというかも分かりませんが、私の言いたいのは、地域に行って、地域の人だちの声をもっと聞くべきだと。これは誰も異論がないと思います、ですんで、町長も確かにあそこさ場所にしましたと、こういう具合な建て方をしますつつうんであれば、やはり皆さん、地域に出がげでいくなり、あるいは地域の人に集まっているいろんな会合で話をするべきだと、こういうことでございます。それについては、町長どう思います。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** ただいまの太田満則議員のもっと地域に出向いているんな説明をしたほうがいいんじゃないのかというお話、それは確かにそうでしょうけれども、しかしこの庁舎建設については、令和4年9月9日の議会において、皆様の賛成を経て議決された事項です。もしもこれに対してまた何かどうのこうのということであれば、自らの議決したことに對して自己否定をしているような感じに私は受けます。

ですから、太田議員が前に言ったように、たとえここが三百何十年、平内町の中心地であったということは、それはそうでしょう。だけれども、今の状況をつぶさに見ていただくと、どうでしょう。

そのときの、当時の賑わいはあるでしょうか。今現在も、その辺のお店屋さんありますけども、今現在やっている人で、もう継続しません、そういう状況です。ですから、別に新しく向こうに造るんじゃないくて、我々検討した中では、町民の意見も十分反映させて、アンケートもとりながら、その中で決定いただいたという認識でございます。ですから、旧少年院跡地に建てるのが私はベストだと思っておりますし、また、その、これからのことを考えますとですね、あそこが平内町の中心になっていくんじゃないかと、こう私は思っております。以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、太田満則君。

**6 番（太田満則君）** 今町長、言いました。あそこがこれからの場所になるんじゃないかと。もしかすればなるのか、あるいはならないのかつつうのは、あの人口問題研究所、2040年、これから20年後、平内町の人口つつうのは半減して5,000人を切ると、こういう予測がなされております。

やはり地域に賑わいをつくり出す、新しい町をつくるつつうのは、中国なんかもそうですが、所得が増えて、人が増えてって喋れば、その地域は発展する可能性はあるでしょう。が、しかし本当に新しい町をあそこにつくるだけの余力つつうんですか、私は難しいんでないかなと。その意味で、やはり皆さんと話をし、そういう機会を是非設けてほしいなということで、終わります。はい。

**議長（船橋健人君）** はい、総務課長。

**総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）** ただいまの太田議員の補足でありますけども、9月定例会終了後ですね、町民との意見交換会は既に3回ほど行っております。

既に、メンバーのほうでありますけども、議会の議員の皆さん2名、そのほかに商工会の会長さん、漁協の参事さん、農協の支店長さん、連合会婦人会の会長さん、また町内連合会の会長さん、あとは社会福祉会の会長さん、あと銀行団の団長さんと、平内交番所の所長さん10名でですね、一応3回ほどもう意見交換会をやっておりまして、意見のほうは取りまとめできましたので、今回の12月の定例会が終わり次第ですね、代表の方からですね、町長のほうに意見書を提出していただくような形になる。

これは、基本計画を踏まえてですね、町民からの意見の吸い上げという形で実施しております。こちらの意見書につきましてもですね、きちんとホームページとかですね、という形で町民の方には周知してまいりたいと考えてます。以上です。

**6 番（太田満則君）** はい、分かりました。

今分かったつつうのの最後に一つ付け加えます。

確かに、町のホームページということで、扱える人は見ているでしょう。扱える人は、ですよ。ですんで、町内の扱える人って、どのぐらい扱えるのかなと、本当にそう思います。ですので、町のホームページに載せたら、見で頂戴。携帯も、今の前の携帯持っている人も数の中にいます。そういうごどがらしてみても、やっぱり分かる方法で通知すべきだと、私はこう思います。以上です。

**議長（船橋健人君）** 以上で太田満則君の一般質問を打ち切ります。

続いて、5番田中茂勝君の登壇を許します。（「議長」の声あり）はい、5番田中茂勝君。

**5 番（田中茂勝君）** 田中茂勝でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、地球温暖化対策についてと題しまして、当町のこれまでの取組と今後の対応についてお伺いいたします。

日本は、1973年の第1次オイルショックや、1999年には地球温暖化対策の推進に関する法律が施行されたこと、2011年に発生した東日本大震災によって電力不足となったことなどにより、省エネへの取組を政府と産業界、国民が一体となり、節電や再生可能エネルギーの利用に舵を切り、

太陽光パネル等の設置や照明器具のLED化に取り組んでおります。これにより、国内ではLED照明への移行が進み、2018年頃から、多くの家電メーカーでは、蛍光灯や水銀灯の照明器具の生産を停止し、現在では蛍光管だけが交換用として生産され、その量も減産して出荷していることから、価格も上昇傾向にあります。また、水銀灯は、水俣条約によってその製造と輸出入が2021年1月1日から禁止され、実施されております。政府は、2030年には国内の全ての照明器具がLEDなどの高効率照明となることを目指しているようであります。

当町でも、2017年には平内町内に設置されている全ての街路灯をLED球仕様のものに交換し、2020年には「平内町温暖化対策実施計画事務事業編」を策定し、陸奥湾の浄化促進や温暖化対策、省エネルギーなどに努めているところであります。

しかし、今年に入ってから、ロシアのウクライナ侵略戦争など様々な世界情勢の不安定さがもたらす影響により、エネルギー不足となり、物価上昇が深刻化しつつあります。これらのことを踏まえ、以下の点についてご質問いたします。

まず、一点目は、町が所有する体育館や学校施設、運動施設では、多くの水銀灯が使用されておりますが、LED化はどの程度になっているのでしょうか。

言うまでもなく、水銀灯は電力の消費量が大きいものです。製造と輸入が禁止されている状況では、計画的に更新していかなければ地球温暖化対策実施計画で定めている目標を達成できないのではと思いますが、現状と今後の取組についてお伺いいたします。

二点目は、町が管理し省エネの対象となっている施設のLED化はどの程度進んでいるのでしょうか。

町役場庁舎内を見れば、全ての照明がLED球に交換されているようですが、各地に配置されている小学校や公衆トイレ、いきいき健康館、平内中央病院、山村開発センター、武道館、消防団分団などなど数多くの施設がありますが、これらの現状と、今後の取組についてお伺いいたします。

三点目は、町が管理し省エネの対象としている施設に、各集落に点在する公民館分館や集会所が含まれなかったわけをお尋ねします。

町の温暖化対策実行計画の中では、対象とする組織、施設等の範囲は当町を構成する組織とし、その組織が管理している施設、車両等を含めて対象とします。というようにうたっております。公民館や分館、集会所も含まれるものと理解しますが、今後の扱いについてお尋ねします。

四点目は、照明器具のLED化により、電力会社との契約アンペア数を変更することはできるのか、また経費削減につながるのかということです。

これについては、施設の規模や稼働状況によって、一概には回答することは難しいものと考えますが、電力会社と一度アンペア数を契約すると簡単に変更しないのが通常でございます。このことから、見直しが必要な施設もあるのではと考えます。

最後の五点目は、政府は温対法に基づき、昨年10月22日、新たな地球温暖化対策計画を閣議決定し、2050年までの脱炭素社会の実現や、我が国の温室効果ガスの削減目標として、2030年度においては、2013年度から46パーセント削減することを目指し、さらには50パーセントの高みに向け挑戦を続けていくことが位置づけられました。また、この計画においては、本年4月に施行された改正温対法の趣旨も踏まえた地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割についても明記されたところでございます。

町長は、現在の国内外の情勢に鑑みて、この目標値である46パーセント削減は可能と考えるのでしょうか。総合的な見解をお伺いいたします。また、当町の区域内で捉えた場合、可能であるかどうか



かお伺いたします。

言うまでもなく、我が町は1次産業である稲作とホタテ養殖業を基幹産業とし、その成果の優劣はいずれも気温や水温、日照時間などの天候に大きく左右されます。今後とも安定した事業の継続のためには、地球温暖化対策に大きな関心を持って取り組んでいかなければならないと申し上げまして、壇上からの質問を終えます。ご清聴ありがとうございました。（「議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** 町長。

**町長（船橋茂久君）** それでは、田中茂勝議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、「地球温暖化対策について」の一つ目及び二つ目、「町有施設のLED化について」であります。近年において新設した平内消防署やひらないまるごとグルメ館、大島のトイレであるオーシャンビュー夏泊崎などにつきましては当初よりLED照明を設置しており、来春開校する平内中学校においても、校舎及び体育館をLED化しております。

既存施設につきましては、ほたて広場は全面LED化済みであり、全面ではありませんが、平内中央病院は照明の多くをLED化、役場庁舎においても、LEDと同様に省エネ効果の高い照明であるE-COOLを事務室に設置し、省エネを含む地球温暖化対策に努めているところであります。

しかし、町有施設の全面LED化につきましては、各施設において異なりますが、LED化に係る初期費用が高額になるケースも多く見られることから、小湊小学校は校舎及び体育館が未実施、東小学校は体育館のみ一部実施、山口小学校では体育館のみLED化を実施するなど、小学校以外にもまだまだ多くの町有施設においてLED化未実施または一部のみの実施と、全面実施が多くの施設でできていないのが現状でございます。いずれにいたしましても、既存照明である水銀灯や蛍光灯については、各メーカーとも製造中止や生産縮小などで、いずれは入手できなくなっていくことから、LEDなど省エネ効果の高い照明への移行を各施設で計画的に進めていく所存でございます。

次に、三つ目、「公民館分館や集会所が含まれていない理由について」であります。当該計画は町で管理している施設、車両等が、町民や民間の模範となるべく取組を推進するため対象としていることから、公民館分館は計画の対象施設として含めておりません。

次に、四つ目、「照明器具のLED化により、電力会社との契約アンペア数の変更及び経費の削減につながるかについて」であります。基本的に町有施設の電気契約は一般家庭と異なり、「契約アンペアに応じて基本料金が決まる方式」ではなく、法人向けの高圧契約、「実量料金制度」という方式で、当月を含む過去1年間における各月の30分ごとの平均使用電力のうち、月間で最も大きい値を毎月比較の上、最大値を契約電力として契約しております。いずれにいたしましても、照明器具をLED化することで消費電力が抑えられることから、LED化を実施したタイミングで協議の上、契約電力を変更することが可能であり、契約電力が減少することで基本料金の削減につながりますので、LED化する前よりも安価な契約になる可能性は充分にあり、経費の削減につながると思われれます。

次に、五つ目、「温室効果ガスの削減について」であります。国では、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すため、地球温暖化対策推進法の一部を改正し、令和3年10月には地球温暖化対策計画が閣議決定され、温室効果ガスの削減目標を2030年度において、2013年度を基準として46パーセント削減することとしました。さらに50パーセントへの高みに挑戦するため、達成に向けた様々な取組を加速化はしており、その中で、地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくりや基盤となる重点対策の全国実施を推進するとともに、実施体制構築のために積極的な支援を行っております。

また、民間企業に対して、脱炭素移行への促進や脱炭素化の基盤となる先端技術の導入等を展開し

ており、近年の温室効果ガスが減少傾向にあることから、国の目標達成については、それらの取組を注視していきたいと考えております。また、当町だけでの目標達成の可能性につきましては、人口が小規模であり、都市部や産業、工業施設が多くある地域と異なり、基準となる温室効果ガスの総排出量が多くないと考えられることから、46パーセントの温室効果ガスの削減は難しいのではないかと推定されます。しかしながら、町の地球温暖化対策実行計画の方針による再エネ・LED化や公用車のEV化などを着実に実行し、気候変動から住民を守り、豊かで美しい自然環境を保全するため、民間事業者等の模範となる率先的な取組を積極的に推進していきたいと考えてございます。以上でございます。

**議 長（船橋健人君）** はい、田中茂勝君。

**5 番（田中茂勝君）** ただいま町長より、民間の模範となり努力していくというふうなご意見を、ご回答をいただきました。よろしくお願いをいたします。

この私の質問の中で、3番と4番の事項でございます。いわゆる公民館分館がこの対象に含まれていないと、これは今の説明でそうなのだと思うんですが、私のところの地域にあります集会所のことではございますが、この質問を書くに当たってちょっと調べてみました。調べてみたところ、照明器具の数が133個ありました。それについている蛍光管、電球の数は264個ございました。これらの電球、蛍光灯のワット数を合計しましたところ、9,220ワット、ちょっとすれば1万ワットぐらいになるわけです。

請求書の中の契約数、アンペア数何ぼで契約しているかというふうなのを見たら20キロボルトアンペア、20キロボルトアンペアというのはどれぐらいなのかというのを調べてみたら、200アンペアだそうです。一般の家庭は30アンペア、60アンペアぐらいだと思うんですが、私のところの施設はそういうふうになっていると。

よって、この264個、これは全てとらないでしようが、これをLED化、LEDランプに交換したならば電気料はどれくらい減るんだろうかなと。50パーセント減ったとしても、せいぞろ5,000ワットぐらいは少なくなるだろう、いうふうなことであります。これはワットアワーですから、1時間に5,000ワットです。

そういうふうなことで、私のところだけではなく、また東にもあるし西にもあるし、松野木のほうにもあるし、様々などころで大小ございますが、あると、そういうふうなところの点検をしていただいて、建物を建てる時は町がこういうアンペアの契約をしてございますので、そういうふうなことから、これからその地域がだんだん経済的にも弱くなっていくというふうなことで、だと思っておりますので、蛍光管1本、LEDの大体1,000円、1,500円ぐらいするがと思うんです。それを交換するというふうなことも、だんだん大変になっていくというふうに考えますので、その辺のこともご配慮いただきますようお願いを申し上げて、質問を終えたいと思います。（「はい、議長」の声あり）

**議 長（船橋健人君）** はい、町長。

**町 長（船橋茂久君）** 今田中茂勝議員からご質問ございました。

各公民館、我が町は33館ございます。それを全部やるということになると、なかなか金額が嵩むということ、ただ将来的にはLED化をしなければいけないということでございますので、その計画の中で実行してまいりたいとこう思っております。以上です。

**議 長（船橋健人君）** はい、田中茂勝君。

**5 番（田中茂勝君）** じゃ、よろしくお願いを申し上げまして、質問を終えます。どうもありがとうございました。

議長（船橋健人君）以上で5番田中茂勝君の一般質問を打ち切ります。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後1時より会議を再開します。

すみません、午後の再開は1時30分としたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（午後0時02分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（船橋健人君）休憩を取り消し、午前に引き続き一般質問を行います。

4番亀田弘徳君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、4番亀田弘徳君。

4番（亀田弘徳君）こんにちは。亀田弘徳です。通告に基づきまして質問いたします。

私の質問は、大きく2つのテーマについてであります。一つは、「部活動の地域移行へ向けた町の取組」について。もう一つは、「内水氾濫への対応計画を」、であります。

一つ目の、部活動の地域移行へ向けた町の取組についてご質問いたします。

公立中学校の休日の運動部活動が地域のスポーツクラブなどに段階的に移行されます。工程は、来年度から3年間を改革集中期間として、段階的に移行が進められていくということであります。部活動の地域移行へ向けた町の取組をお伺いいたします。

一つ目は、運動部活動の地域移行に関して、町の計画、取組はどうなっているのかお尋ねいたします。

二つ目は、受け皿となる統合型スポーツクラブの受入体制についてどうなっているのかお尋ねいたします。

三つ目は、運動部活動の地域移行に当たり、例えば空手、柔道、剣道、バドミントンなど、屋内型のスポーツはそれぞれ部活の回数、活動の回数を確保しようとするれば、体育館施設の調整が必要となります。中学校統合後、空き校舎となる東平内中学校、西平内中学校、小湊中学校の体育館施設、屋外施設などの利活用が可能かどうかについてお尋ねいたします。

四つ目は、指導者の確保、研修についてであります。それぞれ部活動を行うに当たり、指導者にはそれぞれの部活動に即した資格などが必要となります。最近では、資格の講習は、講習先に行くもののほか、eラーニング等で取得するものがありますが、eラーニングの受講にハードルを感じる人がおります。町のほうで青少年ホームや山村開発センターなどに数台の情報端末を備えてeラーニングの受講ができるまで手伝い、あとは受講するだけという体制を整えて、指導者の育成を助けられないかお尋ねいたします。

特に、こうしたeラーニングなどが絡みますと、情報通信技術の活用機会や活用能力の有無によって生じる社会的及び経済的な格差というものがデジタルデバイドという言葉で表されておりますが、こうしたものが実際に活動を行おうとする人にとって障壁となります。これは一つのバリアということですので、物理的なバリアフリーのほかに、こうしたデジタルデバイドに対するバリアフリーという考えを町のほうにお尋ねいたします。

こうしたデジタルデバイド、情報通信技術の取得能力、それを使いこなす能力によって格差が生じる状態、これは子供たち本人ではなくて、その環境を整えようとする大人の人々、こうした人々たちがここに障壁を感じた場合、これが子供たちの学びや子供たちを支えようとする人々の活動に対して障害になることがあります。そうした障害はあってはならない。そうした障害があるなら、できるだけそれを低減するように努めるべきだ、そのように思います。

是非町行政においては、子供たちへ豊かな学びの機会が与えられるよう、格段の深慮と取り計らい

をお願いいたします。

二つ目は、「内水氾濫への対応計画を」、です。

21年度、国は水防法を改正し、対象となる市町村や一部事務組合に下水道や水路から排出しきれない雨水があふれる内水氾濫に関して、千年に一度級の雨を想定した浸水想定区域図の作成を義務づけました。青森県でも線状降水帯が発生したことを考えるに、多量の降雨による内水氾濫が生じることは考えられます。内水氾濫への町の対応計画をお伺いいたします。

一つ目は、内水氾濫に関する浸水想定区域図の作成予定は、についてお尋ねいたします。

二つ目は、内水氾濫への対応をどのように進めていくか、計画、工程について町の考えをお伺いいたします。

三つ目は、平内町と行政連絡員の行政連絡会議で各町内会から要望事項が上がっておりますが、の中で水路整備、排水不良箇所の改善、河口の浚渫などの要望が目につきます。この町内会から上がる要望の中に、内水氾濫のリスクのある箇所、状況の指摘が含まれていると考えております。これらに対し、これまでは町の単独のお財布からの個別的な対応を行ったりしていることが多かったと思いますが、個別的でない対応を行う必要があると考えておりますが、町の考えをお聞かせください。

四つ目は、内水氾濫への対応をより確かにするために、改めて町内会へ目的をもってアンケート等を行い、状況を調査、把握しておくべきと考えておりますが、町の考えをお聞かせください。

今年8月の県内の豪雨で内水氾濫という言葉とその状況は、行政を含め人々の中に深く刻み込まれたと考えております。国もこうした状況への備えを確かにするために舵を切ってきております。内水氾濫が生じたときに実際にものを言うのは、それまでにどれだけそのような状況を想定し、それに基づいて水路、側溝を整備し、あるいは排水を改良するため暗渠等を入れたり、河口や川などの浚渫を進め、速やかに降った雨を排出できるよう整えてきたかであります。県内では複数の市町村にまたがる大きな河川、水系がかかる市町村を、内水氾濫に備えて計画を作るようにとじていますが、今別町、外ヶ浜町の被災状況を鑑みるに、線状降水帯のかかる地域は、そこにある河川の大小に関わらず、みな内水氾濫の危機に備え対応策を練っておくべきものと考えております。今は大きな河川水系だけで計画ということであっても、いずれ計画の策定、対応を余儀なくされると見るべきです。そうやって、国や県で、内水氾濫への備えに対し補助助成ができる、出るようになったときに即座に対応し事業を進めるためにも、現状の把握から事業化へ向けての下準備まで進めておくことは必要と考え、質問させていただきます。以上で壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** 亀田弘徳議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、第1「部活動の地域移行に向けた町の取組みについて」の一つ目、「町の計画、取組について」であります。部活動の地域移行に際しましては、指導料・保険加入料や生徒の送迎など保護者負担の増加の問題、指導者確保を含めた地域移行へ向けた受け皿確保の問題等があることから、現状では保護者負担の軽減を図るべく国の補助金等の動きを注視している状況であり、具体的な計画は策定していませんが、取組の一つとして、包括連携協定を締結している青森大学の運動部を統括する中田教授と6月に面談し、中学校部活動の地域移行における連携の可否について情報交換し、可否や具体的な指導案を策定していただくようお願いをしております。また、今後は受入れの可否や条件等について、平内町スポーツ協会やスポーツ少年団と協議を進めることといたします。

次に、二つ目「総合型スポーツクラブの受入れ体制について」であります。議員ご承知のとおり、総合型地域スポーツクラブは人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいスポーツクラ

ブで、子供から高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの指向・レベルに合わせて参加できるという特長を持ち、地域住民により自主的、主体的に運営されるスポーツクラブのことでありますが、当町の「平内町総合型スポーツクラブACE」は、主に子供がメインターゲットとなっており、年会費や参加費をいただきながら、通年メニューでは「ジュニアバドミントンクラブ、登録者13人」、「Dance ACE、同14人」、「キッズテニスクラブ、同20人」で活動し、その他、需要調査等を目的に「陸上教室」や「ミニバスケットボール教室」ほかを年に数回開催しておりますが、ACEにおきましても、年会費や参加料の運営費用を賄うことができない状況、現状であり、関連団体や町からの補助を受けて運営している状況でございます。このような実情に加え、指導者確保の観点などから、現状では中学校部活動の受け皿にはなり得ない状況となっております。

全国に目を向けてみますと、大都市部では年会費や参加料でクラブ運営が可能となっており、様々なメニューに加え、それぞれ資格を有した専門の指導者も確保し、部活動に対応しているクラブもあるようですが、現状のままでは、当町を含めた小規模自治体のクラブでは対応困難であると考えられるのが実情でございます。

次に、三つ目「空き校舎となる各中学校の体育館施設、屋外施設などの利活用の可否について」であります。管内3中学校の閉校後は、学校施設は教育財産から普通財産に移管されることから、利活用に当たっては、町と教育委員会の協議が必要となりますので、この場で利活用の可否について回答はできませんが、先ほどの田中大議員のご質問にもありましたとおり、協議・計画を進めていく上で必要ということであれば、「利活用可能」の方向性は見いだすことは可能であると考えております。

しかしながら、平内中学校での運動部活動は、現小湊中学校の部活動と同様、野球部、卓球部、バレーボール部、バスケットボール部、陸上部、柔道部、剣道部がそのまま存続する予定となっておりますが、平内中学校は野球場、陸上競技場はもとより、体育館2棟に加え、武道館を有しており、さらに基礎トレーニング可能な廊下の広さがあることから、運動部活動のみならず、文化部活動も含め、平内中学校の施設のみで対応可能であるとも考えております。

次に、四つ目「指導者確保のための資格取得に向けた町有施設での情報端末提供の可否について」であります。現有の町や教職員が使用しているパソコンはOSのサポート期間が経過していることに加え、土日祝日や夜間の場合、誰が設定等の対応をするのか等の問題もございますが、前述の平内中学校の運動部活動メニューにつきましては、平内町スポーツ協会やスポーツ少年団にもそれぞれ対応可能と思われる団体が登録されておりますので、代表者と協議を重ねて検討することといたします。

いずれにいたしましても、部活動の地域移行につきましては、これまで学校管理下で活動時間等も定められていたものが、学校管理外の活動となり、責任の所在が地域移行の担い手となる組織や団体に移行することになります。よって、前述の指導者や受け皿の確保のみならず、種々の解決すべき問題が山積しておりますので、学校や保護者の意見も聞きながら、慎重に検討を進める必要があると認識しておりますのでご理解をお願いいたします。

次に、2点目の「内水氾濫への対応計画を」の一つ目、内水氾濫に関する浸水想定区域図の作成予定についてであります。当町は水防法第14条の2、第2項に掲げている排水施設等が存在しないことから、雨水出水浸水想定区域の設定及び内水ハザードマップの作成について義務づけの対象外となっており、現時点では内水氾濫に関する浸水想定区域の設定及び内水ハザードマップの作成予定はございません。

次に、二つ目「内水氾濫への対応について」であります。当町の下水道は雨水を取り入れて排水

する構造になっていないことから、多量の降雨により下水道があふれることや、逆流が生じる可能性は少ないものと考えております。しかし、河川の増水に伴い、水路が溢れることや逆流が発生する可能性はあることから、水門や水路の管理者等に対し、適切な管理について指導してまいりたいと考えております。

また、河川の増水に伴う洪水被害については、住民生活に甚大な被害を及ぼす恐れが高いことから、町内にある県管理の河川について、引き続き河川整備を行っていただくよう要望を出していきたいと考えております。加えて、突発的に発生する地震と異なり、大雨はある程度の予測が可能であり、気象庁等が事前に気象情報を発表していることから、事前に安全な場所にある親戚や知人の家などに避難するようにしていただき、既に避難が困難な状況にある場合は、屋内のより高い場所に避難していただくよう、防災に関する研修会や今年4月に配布した防災マップに学習項目を設けるなどして周知しているところであり、町が避難指示等を発令した場合には、自らの命を守るための行動をとっていただきたいと考えております。

次に、三つ目「行政連絡員からの水路の整備や排水不良箇所の改善などの要望について」であります。世界情勢等の様々な要因により、今後厳しい財政状況が続くことが予想される中、全ての要望に応じて対応することは困難であります。つきましては、改善要望のあった水路や排水不良箇所については、水路の状況等を個別に現地調査し、住民生活に対して影響が大きいと考えられるものから、優先順位を決めて計画的に対応しているところであります。

次に、四つ目「各町内会に対するアンケート調査について」であります。毎年実施している行政連絡員への要望事項の調査で十分と考えており、現時点において内水氾濫に関するアンケートを個別に実施する考えはございませんので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

**議 長（船橋健人君）** はい、亀田弘徳君。

**4 番（亀田弘徳君）** 一つ目の、地域移行への取組についての中で、今現在その地域移行というのはなかなか難しいというふうなお話ではありました。ただ、国のほうっていうか、全国的にあるいは県内でも改善が進んでいるんですけれども、先生方の労働条件の改善というのを進めていこうという流れがあります。そうした中で、全体的な流れとして見ると、先生方の労働条件を改善して残業を少なくしていくと、そうした働き方改革を進めていくと、どうしても部活動の地域移行というのは進んでいかざるを得ないという流れであったかと考えております。

この点、現在なかなか進めていけないという地域移行に関して、先生方の働き方改革との兼ね合いもあって、どういう流れでその最終的に地域移行へ進むのかというふうなお考えがあればお聞かせください。（「はい、議長」の声あり）

**議 長（船橋健人君）** はい、教育長。

**教育長（渡辺伸一君）** はい、亀田議員の質問にお答えいたします。

御存じのとおり、来年度から平内中学校、開校するわけでございますけれども、現時点ですすね小湊中学校、東平内中学校、西平内中学校、部活動の活動諸費の金額にもばらつきがございます。小湊中学校におきましては、部活動によってもばらつきがあって、統一されている状況ではございません。統一した後ですすね、部活動に参加した人数の確定、それらによってですすね平内町スポーツ協会、あるいはスポーツ少年団の指導者の方と具体的に話を進めて、早い段階で地域移行、これを進めていきたいと考えております。以上です。

**議 長（船橋健人君）** はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

4 番（亀田弘徳君）地域移行の中での施設の利活用なんですけれども、具体的に言いますと、例えば柔道関係の活動をしている団体とかが活動量、活動回数を増やそうとすると、柔道というのは畳を敷いてやるわけです。そうすると、その活動回数を増やそうとすると、畳を敷いた状態をずっと、できればある程度、その施設は畳を敷いた状態を保ったまま使いたいというような話になるかと思えますし、剣道にしても、バドミントンなどにしても、例えば施設を、専用とまでは言いませんけれども、使用回数を増やそうとすると、どうしてもバドミントンであればネットを張るとか、そうした準備とかをこと細かく、次の別の活動団体の活動をするから外すというよりは、例えば2日連続で使えばその準備、ネットを張る、準備をする時間が、例えば練習に充てられるというような形になるので、そうした面でのそれぞれの活動団体の活動を増やしたいという要望があった場合の、その利活用の調整方について、お考えを聞かせていただければと思います。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、教育長。

教育長（渡辺伸一君）亀田議員の質問にお答えいたします。

基本的には土日祝日の部活動の地域移行でございますけれども、土日に限った場合、活動はどちらか一日というのが基本になりますので、それを調整することによって対応可能と、そのように考えております。以上です。

議長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

4 番（亀田弘徳君）二つ目の内水氾濫のほうなんですけれども、現在下水道などは合流方式ではなくて分流方式なので、内水氾濫へのリスクというのは合流方式よりは少ないということではありましたが、その分ほかの雨水等を排水するための側溝のほうには当然雨水は流れていくわけでありまして、こちらのほうの整備とかが、例えばどこかで行き詰まっていると、そこから内水氾濫につながるという形があるかと考えます。このあたりの雨水側の排水整備、町内にある排水整備の計画というのは、順位づけを行ってやっていくというようなことではありますが、この順位づけってものをある程度目に見えるような形にさせていただきたいと思うんですが、これについてはどうでしょうか。

議長（船橋健人君）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）亀田議員の質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、行政連絡員のほうから毎年我が課のほうには側溝道路の要望等がかなりございます。全部の要望箇所について、うちほうの課の職員で全部確認をし、その中で優先順位ですね、要は町民に影響がある、被害が起きると考えられる優先順位が高いところから順次整備をしていくということにしております。

ただし、その側溝等々が、水路につきましては、内水想定の内水氾濫して整備をしているわけではございませんので、その優先順位というものを今お示しするのは若干、ちょっと難しいかなという具合に考えております。以上です。

議長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

4 番（亀田弘徳君）私、この夏の終わりから今雪が降る直前まで、外ヶ浜町とか今別町に行く機会が何度かありまして、ちょうど8月の豪雨災害の被災の状況と、その復旧が進んでいく様子をちょっと見てきたわけです。

小国峠を越えた先のJRの奥津軽今別駅を臨む少し広めの広い土地に、そうした被災の結果、いろいろ流出した土砂や流木っていうのを取り除いてきたやつを積み上げて仮置きしてしまっていて、その高さが数メートルぐらいになっていて、凄いいんだなと思った記憶があります。それが積み上げられて、搬出されて、流出の土砂と流木がなくなるような様子を見てきたんですけれども、まだその道路の一

部というのが崩壊したままで、片側交互通行を余儀なくされている場所もあつたりします。こうした状況を見てみると、被害をできるだけ少なく抑えるためにインフラを整備するっていうのは重要不可欠なものだと感じていますので、どうか行政連絡会議を通じるなり、また必要なら町民アンケートを実施してでも、こうした何かあつたときの被災状況っていうのを抑えるように、その町として考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

**議 長（船橋健人君）** はい、地域整備課長。

**地域整備課長（佐々木隆志君）** 亀田議員の質問にお答えいたします。

当課においても冠水箇所、あと例年雨が降れば影響がある箇所についてはほぼ把握しているつもりでございます。ただし、それを一気に整備するというのは、基本的に時間的な問題、財政的な問題から無理でありますので、先ほどお話ししたとおり、優先順位を決めてやっていくということにしております。

災害が発生した場合については補助事業、災害復旧費の補助事業が使えますので、迅速に対応することは可能ですけども、結局災害復旧に該当しないものについては町の自主財源ということになりますので、そこら辺も勘案しながら対応していきたいという具合に考えております。以上です。

**議 長（船橋健人君）** 以上で4番亀田弘徳君の一般質問を打ち切ります。

以上で一般質問を終わります。

---

◇

## 日程第2、質 疑

**議 長（船橋健人君）** 続いて、日程第2、「議案第80号」から「議案第101号」まで、以上22件を議題とし、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

**議 長（船橋健人君）** 質疑なしと認めます。

---

◇

## 日程第3、議案付託

**議 長（船橋健人君）** 日程第3、議案の付託を行います。

お諮りします。

「議案第80号」から「議案第87号」の各案件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長（船橋健人君）** 異議なしと認めます。

したがって、以上の各案件は、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

明日8日は各常任委員会開会のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長（船橋健人君）** 異議なしと認めます。

したがって、8日は休会となります。

来る12月9日は午前10時から開きます。

本日はこれにて散会します。

どうもご苦労さまでした。



(午後1時57分) 散 会



本日の会議に付した事件

- 日程第 1、総務福祉・経済文教常任委員会報告
- 日程第 2、議案第 88号 平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3、議案第 89号 平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 4、議案第 90号 平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案
- 日程第 5、議案第 91号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 6、議案第 92号 平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7、議案第 93号 平内町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案
- 日程第 8、議案第 94号 平内町病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9、議案第 95号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第10、議案第 96号 平内町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案
- 日程第11、議案第 97号 平内町立山村開発センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第12、議案第 98号 平内町へき地保育所設置に関する条例を廃止する条例案
- 日程第13、議案第 99号 平内町へき地保育所保育料徴収条例を廃止する条例案
- 日程第14、議案第100号 工事の請負契約の一部変更について  
[平内町立平内中学校改修建築工事]
- 日程第15、議案第101号 工事の請負契約の一部変更について  
[平内町立平内中学校改修機械設備工事]

出席議員 10名

議長	船橋 健人君	副議長	木村 良一君	2番	田中 大君
3番	小笠原 智鶴子君	4番	亀田 弘徳君	5番	田中 茂勝君
6番	太田 満則君	8番	倉内 清一君	9番	佐々木 徳正君
10番	田中 光弘君				

欠席議員 1名

7番 七尾 潔君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町長	船橋 茂久君	副町長	山田 光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長	倉内 仁君	総務課指導監	工藤 英仁君
企画政策課長	田中正美君	税務課長	渡邊 仁志君
町民課長	工藤 隆之進君	福祉介護課長	塩越 信子君

福祉介護課指導監	竹 達 暁 教君	健康増進課長	松 山 秀 子君
健康増進課指導監	大 水 要君	農政課長・農業委員会事務局長	飯 田 千代志君
水産商工観光課長	畑 井 幸 治君	地域整備課長	佐々木 隆 志君
地域整備課上下水道管理室長	近 藤 吏君	会計管理者	飯 田 剛 志君
平内中央病院事務局長	小 形 正 樹君	消防監消防署長	木 村 秀 人君
教 育 長	渡 辺 伸 一君	学校教育課長	須 藤 鉄 博君
生涯学習課長	船 橋 英 樹君		

---

### 事務局出席者職氏名

議会議務局長 佐々木 一 成                      事務局長補佐 片 山 潤 一

---

振鈴（午前10時00分 開 会）

議 長（船橋健人君）おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員が10人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第3号により進めます。



---

### 日程第1、総務福祉・経済文教常任委員会報告

議 長（船橋健人君）日程第1、総務福祉・経済文教の各常任委員会から、議案審査報告書が提出されました。

会議規則第37条の規定により、「議案第80号」から「議案第87号」の以上8件を一括して議題とします。はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）10番、田中光弘君。

総務福祉常任委員長（田中光弘君）総務福祉常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「議案第80号 令和4年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第81号 令和4年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第87号 令和4年度平内町介護保険特別会計補正予算案」以上、3件について、12月8日審査会を開き慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議 長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）4番、亀田弘徳君。

経済文教常任委員長（亀田弘徳君）それでは経済文教常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「議案第80号 令和4年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第82号 令和4年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第83号 令和4年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第84号 令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」、「議案第85号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」、「議案第86号 令和4年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」、以上6件について、12月8日審査会を開き慎重審査の結果いずれも「可決すべきもの」と決定いたしましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより「議案第80号」から「議案第87号」以上8件を一括して採決します。

お諮りします。付託案件に対する委員長報告は、議案は「可決すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、「議案第80号」から「議案第87号」の各案件は、議案は「可決」と決定しました。



### 日程第2、議案第88号 平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第2「議案第88号 平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について提出者の、説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第88号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第88号 平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第88号」は「可決」されました。



### 日程第3、議案第89号 平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第3、「議案第89号 平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第89号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第89号 平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第89号」は「可決」されました。

---

◇

**日程第4、議案第90号 平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案**

議長（船橋健人君）日程第4、「議案第90号 平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第90号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第90号 平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第90号」は「可決」されました。

---

◇

**日程第5、議案第91号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案**

議長（船橋健人君）日程第5、「議案第91号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第91号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第91号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第91号」は「可決」されました。

---

◇

**日程第6、議案第92号 平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案**

議長（船橋健人君）日程第6、「議案第92号 平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第92号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第92号 平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第92号」は「可決」されました。



**日程第7、議案第93号 平内町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案**

議長(船橋健人君) 日程第7、「議案第93号 平内町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。(「議長」の声あり) はい、総務課長。総務課長・選挙管理委員会事務局長(倉内 仁君) (「議案第93号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第93号 平内町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第93号」は「可決」されました。



**日程第8、議案第94号 平内町病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案**

議長(船橋健人君) 日程第8、「議案第94号 平内町病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。(「議長」の声あり) はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長(倉内 仁君) (「議案第94号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第94号 平内町病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第94号」は「可決」されました。



**日程第9、議案第95号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案**

議長(船橋健人君) 日程第9、「議案第95号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。(「議長」の声あり) はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第95号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第95号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第95号」は「可決」されました。



#### 日程第10、議案第96号 平内町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第10、「議案第96号 平内町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、福祉介護課長。

福祉介護課長（塩越信子君）（「議案第96号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第96号 平内町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第96号」は「可決」されました。



#### 日程第11、議案第97号 平内町立山村開発センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第11、「議案第97号 平内町立山村開発センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（船橋英樹君）（「議案第97号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、田中茂勝議員。

5番（田中茂勝君）ただいまの説明の中で、いろいろこう部屋が整備されて、そういうふうなことになるというふうなことなんですが、別表じゃなくて、新旧対照表のほうを見ますというと、利用時間が夕方の午後5時から午後9時までと、10時までとなっていたものが、午後5時から9時までと、いうふうに1時間短縮されています。これはどういうふうな理由でこのようになったのかちょっとお尋ねいたします。（「はい」の声あり）はい、船橋課長。

生涯学習課長（船橋英樹君）ただいまのご質問にお答えします。



現状では10時までの貸し出しをしていなくてですね、9時までの貸し出しということで、貸し出しをしていましたので現状に合わせて9時ということにしております。以上です。（「はい」声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中茂勝議員。

5番（田中茂勝君）ということは端的に言うと、9時以降の使用利用者は無いというふうなことになるんですか。（「はい」の声あり）船橋課長。

生涯学習課長（船橋英樹君）はい、9時以降の利用者はいまのところありません。はい、以上です。

議長（船橋健人君）そのほかございませんか。質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第97号 平内町立山村開発センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第97号」は「可決」されました。



#### 日程第12、議案第98号 平内町へき地保育所設置に関する条例を廃止する条例案

議長（船橋健人君）日程第12、「議案第98号 平内町へき地保育所設置に関する条例を廃止する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、福祉介護課長。

福祉介護課長（塩越信子君）（「議案第98号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第98号 平内町へき地保育所設置に関する条例を廃止する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第98号」は「可決」されました。



#### 日程第13、議案第99号 平内町へき地保育所保育料徴収条例を廃止する条例案

議長（船橋健人君）日程第13、「議案第99号 平内町へき地保育所保育料徴収条例を廃止する条例案」を議題といたします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、福祉介護課長。

福祉介護課長（塩越信子君）（「議案第99号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第99号 平内町へき地保育所保育料徴収条例を廃止する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第99号」は「可決」されました。



#### 日程第14、議案第100号 工事の請負契約の一部変更について

##### [平内町立平内中学校改修建築工事]

議長(船橋健人君) 日程第14、「議案第100号 工事の請負契約の一部変更について[平内町立平内中学校改修建築工事]」を議題とします。本案について説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、地域整備課長。

地域整備課長(佐々木隆志君) (「議案第100号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第100号 工事の請負契約の一部変更について[平内町立平内中学校改修建築工事]」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第100号」は「可決」されました。



#### 日程第15、議案第101号 工事の請負契約の一部変更について

##### [平内町立平内中学校改修機械設備工事]

議長(船橋健人君) 日程第15、「議案第101号 工事の請負契約の一部変更について[平内町立平内中学校改修機械設備工事]」を議題とします。本案について説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、地域整備課長。

地域整備課長(佐々木隆志君) (「議案第101号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第101号 工事の請負契約の一部変更について[平内町立平内中学校改修機械設備工事]」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第101号」は「可決」されました。



議長(船橋健人君) 総務福祉、経済文教の各常任委員会から、閉会中の所管事務調査につい

て、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。各委員長申し出のとおり閉会中に継続調査を行うことと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長（船橋健人君）** 異議なしと認めます。したがって、総務福祉、経済文教の各常任委員会の所管事務調査は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。

議会運営委員会から、次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長（船橋健人君）** 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。



**議 長（船橋健人君）** 以上で今定例会の全日程が終了しました。閉会にあたり町長より御挨拶があります。（「はい、議長」の声あり）

**議 長（船橋健人君）** はい、町長。

**町 長（船橋茂久君）** 閉会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。去る12月5日開会いたしました本定例会では、今年度の各会計補正予算案をはじめ条例の改正案等、併せて22件提案しておりましたが、本日全案件とも、御議決いただき誠にありがとうございました。全ての日程が順調に推移し本日無事に終了することができました。これも一重に議員各位の御協力の賜物であると厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問あるいは各常任委員会等、本会議中にいただきました皆様方の御意見等を参考に今後とも私をはじめ、職員一同予算執行並びに事務事業の推進にあたりましては遺漏のないように万全を期してまいりたいと考えておりますので、議員各位にはこれまで以上の御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、私の挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

**議 長（船橋健人君）** これをもちまして、令和4年第4回平内町議会定例会を閉会します。ご協力ありがとうございました。

（午前10時55分 閉会）

地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員